

## 第2次

# 太宰府市男女共同参画後期プラン

平成30年4月

太宰府市

## はじめに



この度第6代太宰府市長に就任致しました楠田大蔵です。市民一人ひとりの人権が尊重され、豊かな心で生きがいある人生を送るためには、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が不可欠です。私自身先頭に立ってその実現に向け全力をあげて参ります。

太宰府市では、「太宰府市男女共同参画推進条例」の理念の下、市政運営の基本である「第五次太宰府市総合計画」において、「男女共同参画の推進」を施策の一つとして掲げ、あらゆる施策に男女共同参画の視点を持ち、連携しながら施策実現に向けた取組を行ってまいりました。

成果が見られた面もある一方で、女性の登用促進やDV相談窓口の周知など継続、拡充していく取組や、多様な人々が安心して暮らせる共生社会への推進など、新たに前へ進めていくべき取組もあります。

これらを踏まえ、今回の「第2次太宰府市男女共同参画後期プラン」では、前期プランの基本理念及び目標を継承しつつ、「女性活躍推進法」、「配偶者暴力防止法」に基づく計画を兼ねるとともに、重複して困難を抱える人や性的少数者への理解の促進など新たな施策も取り入れた内容としています。

時代の変化を見据え、現状と課題を捉えた取組を進めてまいりますので、市民、事業所の皆様のさらなるご協力とご理解をお願いいたします。

結びになりましたが、プランの策定にあたり、幅広い視点から熱心に論議を重ねて頂きました太宰府市男女共同参画審議会委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。冒頭の言葉といたします。

平成30年4月

太宰府市長 楠田大蔵

# 目 次

第1章 後期プラン策定の趣旨	1
第2章 後期プラン策定の背景と現状	
1. 国内外の動き	2
2. 太宰府市の現状	3
3. 中間年における成果と課題	8
第3章 後期プラン策定の基本的考え方	
1. 後期プランの基本理念と目標の視点	12
2. 後期プランの性格	13
3. 後期プランの期間	14
4. 後期プランの進捗管理	14
第4章 後期プランの施策の方向と事業の内容	
後期プランの体系	15
目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	16
施策の方向1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	18
施策の方向2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実	21
施策の方向3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	23
目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	24
施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	26
施策の方向5 雇用の分野における女性の活躍推進	28
施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進	30
施策の方向7 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援	31
施策の方向8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	34
施策の方向9 国際交流への男女共同参画の促進	35
目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり	36
施策の方向10 配偶者等からの暴力の根絶	38
施策の方向11 女性に対する人権課題への取組	40
施策の方向12 生涯を通じた男女の健康支援	41
施策の方向13 共生社会への推進	43
プランの推進体制	45

## 資料

用語解説	47
太宰府市男女共同参画審議会への諮問書	53
太宰府市男女共同参画審議会からの答申書	54
後期プラン策定の経過	55
太宰府市男女共同参画審議会委員名簿	56
太宰府市男女共同参画審議会規則	57
太宰府市男女共同参画推進本部設置規程	58
太宰府市男女共同参画推進条例	60
太宰府市男女共同参画推進条例施行規則	65
男女共同参画社会基本法	67
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
年表	86

### ※用語

主に新しい用語及びカタカナ表記の用語について、概要を解説している。詳細は用語解説欄に再掲載。

## 第1章 後期プラン策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、「第1次太宰府市男女共同参画プラン」を策定して以来、社会状況の変化を踏まえながら第1次後期プラン、第2次プランと見直しを進め、総合的かつ計画的な施策を実施してまいりました。

この間の少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などに伴い、人々の生活スタイルやニーズは多様化しており、職場や学校、地域、家庭などあらゆる分野での男女共同参画の推進は、新たな課題も包含しながら継続して取り組むべき最重要課題です。

近年では、様々な場面での女性の活躍が期待されており、それを推進するための環境の整備と男女の意識変化がますます求められています。また、男女共同参画や女性の活躍を阻害する配偶者等からの暴力や性犯罪などの被害は深刻化しており、予防と被害者支援の取組をさらに進めていく必要があります。

そのような中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」）の改正や性犯罪の厳罰化など、暴力を容認しない社会づくりが強化されるとともに、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）が成立し、男女共同参画社会実現に向けての新しい機運も醸成され始めています。

第2次プランは平成34年度までを見通して策定しましたが、上記のような社会情勢に應えるため、10年間の中間年に見直しを行い、第2次後期プランの策定を行うものです。

(年度)									
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
第1次太宰府市男女共同参画プラン									
					見直し	第1次後期プラン			
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
第2次太宰府市男女共同参画プラン									
				見直し	第2次後期プラン				

※平成32年以降は、新年号（元号）に改定予定。以下、同様。

## 第2章 後期プラン策定の背景と現状

### 1. 国内外の動き

日本の男女共同参画は、国際的な女性の地位向上の動きと連動して推進され、世界会議の決定事項の取り入れや国内施策の推進に資するため、様々な取組が進められてきました。

国際連合は、昭和 50（1975）年、国際婦人年世界会議において、国内、国際両面における行動指針として「世界行動計画」を採択し、「国連婦人の 10 年」を定めました。

昭和 55（1980）年の「国連婦人の 10 年」中間年世界会議においては、女子差別撤廃条約の署名式が行われ、日本においても 5 年後の昭和 60（1985）年に、国内法制等の諸条件を整備し、批准に至っています。

平成 27（2015）年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会」においては、平成 7（1995）年に第 4 回世界会議で採択された「北京宣言と行動綱領」から 20 年を契機に、貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って定められた女性の地位向上のための国際的基準である行動綱領について、世界的な評価が行われています。

日本においては、平成 11 年 6 月 23 日に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、国や都道府県、地方公共団体の責務や男女共同参画基本計画の策定等が明記されました。

これに基づき、福岡県においても、平成 13 年に、「福岡県男女共同参画推進条例」を、また、他の自治体においても次々と同様の条例が公布されました。

平成 13 年に公布された「配偶者暴力防止法」では、地方公共団体にも基本計画の策定に努めるよう規定されたことから、福岡県や自治体ごとに個別の推進計画が策定され、取組が推進されています。

また、平成 28 年には、「女性活躍推進法」が全面施行され、国、地方公共団体及び労働者が 301 人以上の民間事業主に行動計画の策定が義務づけられ、採用や登用に具体的指標を定めることによって働く場面における女性の活躍推進が一層図られることとなりました。そして、女性の活躍推進には、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行等の変革という視点のもと、全国的に取組が推進され始めています。

現在では、国においては「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）を、福岡県においては「第 4 次福岡県男女共同参画計画」を策定し、平成 32 年度までの見通しを立て、施策の基本的な方向や具体的な取組を定めています。

※男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型の働き方等を前提とする労働慣行のこと。女性活躍推進のためにも国の第 4 次男女共同参画計画において変革を強調している。

## 2. 太宰府市の現状

太宰府市においても国内外の動向を踏まえ、「太宰府市女性行動計画」を策定し、この計画を引き継ぎつつ男女共同参画の施策を本格的に進めるため、平成15年に「第1次太宰府市男女共同参画プラン」を策定しました。

同時に本市の男女共同参画の推進を強化するための体制として、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し、進捗状況の検証を行ってまいりました。

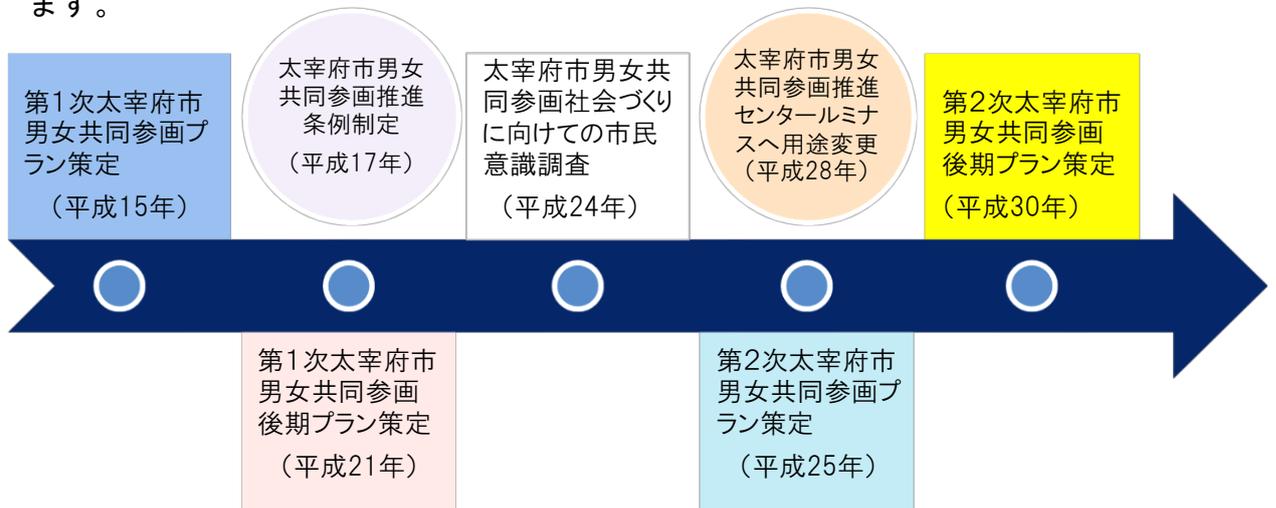
この進捗状況は、毎年、市の附属機関である「太宰府市男女共同参画審議会」に報告を行い、市民への公表を行っているところです。

第2次プランの策定の際には、「太宰府市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施し、過去10年間の市民意識の変化を検証し、平成29年度の目標を立て取組を行ってきたところです。

平成17年には、「太宰府市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「太宰府市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念と、市・市民・事業者等それぞれの責務を定め、男女共同参画社会を推進することを目的としており、本市の男女共同参画社会の形成に向けた基盤となるものです。

また、拠点施設の整備では、平成28年から女性センタールミナス（働く婦人の家）を男女共同参画推進センターとして用途を変更し、これまでの女性の就業支援も含めた新たな男女共同参画推進の拠点施設として運営しています。

そして、男女の人権の尊重、特に女性に対する暴力の防止の観点から、配偶者等からの暴力防止に対する取組を継続して行ってきました。筑紫地区で共同委託をしている「ちくし女性ホットライン」の継続や、セーフティネットを拡充するために平成29年度からルミナスにDV相談室を設けています。



※DV

ドメスティック・バイオレンスの略。ここでは配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力のことをいう。

※ちくし女性ホットライン

筑紫地区で共同委託している女性相談事業。

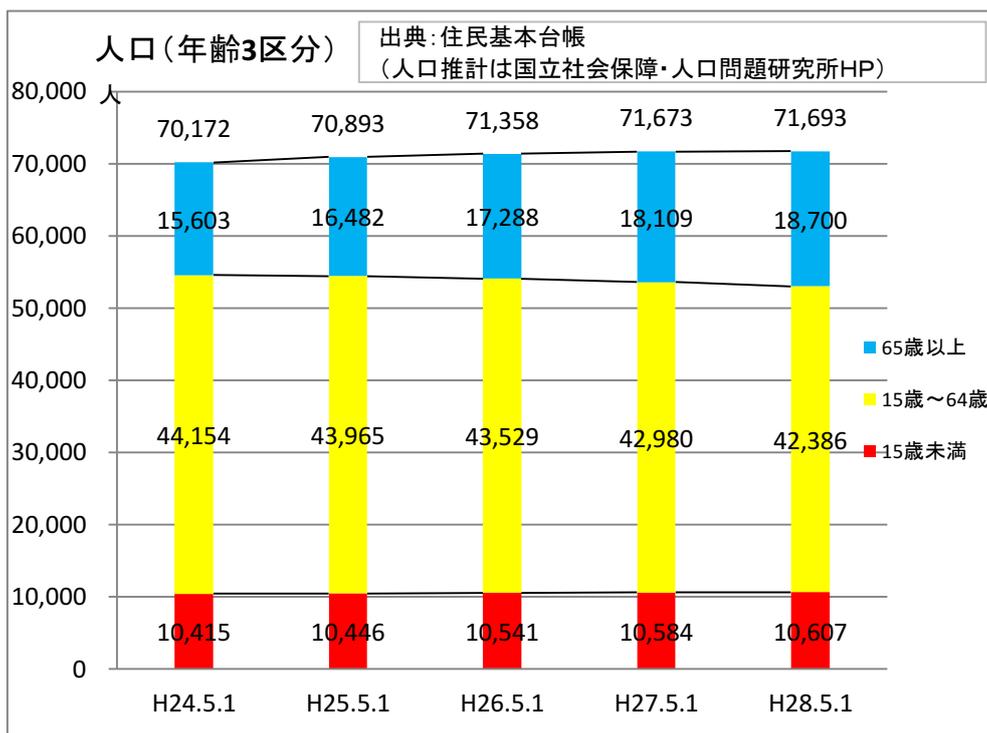
●まちのデータ

ここでは、太宰府市の男女共同参画を考える上での参考として、近年の人口の推移など市の基本データを表しています。

(基本データは、「マホロバ太宰府 Date 太宰府データ集」・「太宰府市の概要」・その他所管課調べより。)

【太宰府市の人口の推移】

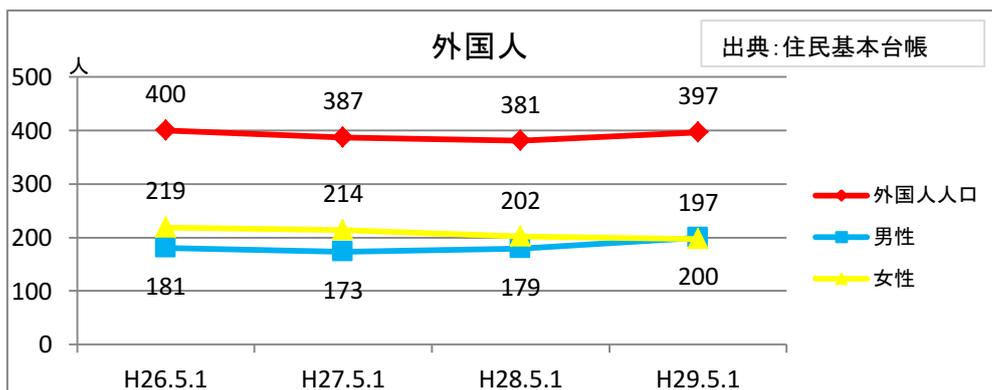
太宰府市の人口は7万1千人台で推移し、15歳から64歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加しています。



	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
女性	37,134	37,368	37,358	37,360
男性	33,989	34,188	34,206	34,299

【在住外国人の推移】

在住外国人の割合は、人口全体の約0.5%にあたります。



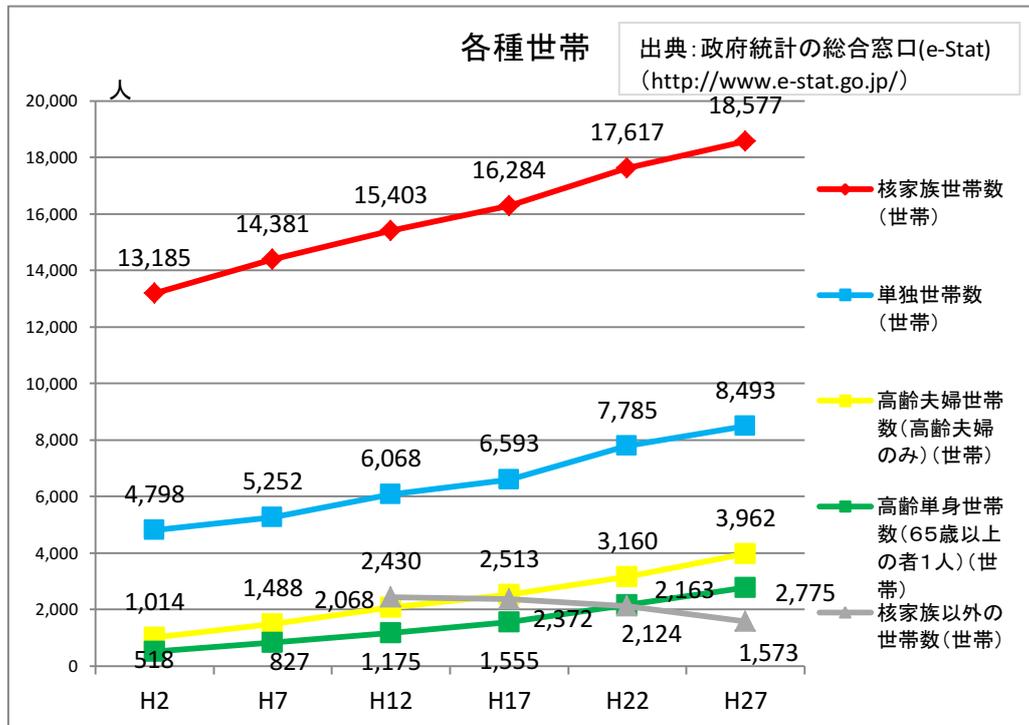
【太宰府市の世帯の推移】

世帯数は年々増加傾向にあります、一世帯当たりの世帯員数は減少しています。



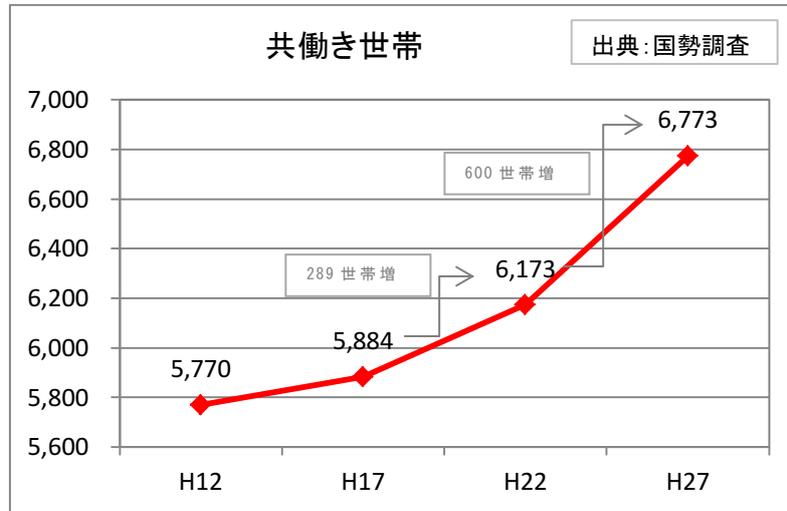
【太宰府市の家族形態の推移】

核家族世帯、単独世帯が増加し、高齢世帯も「夫婦のみ」又は単身世帯が増加しています。一方で核家族以外の世帯数は減少しています。



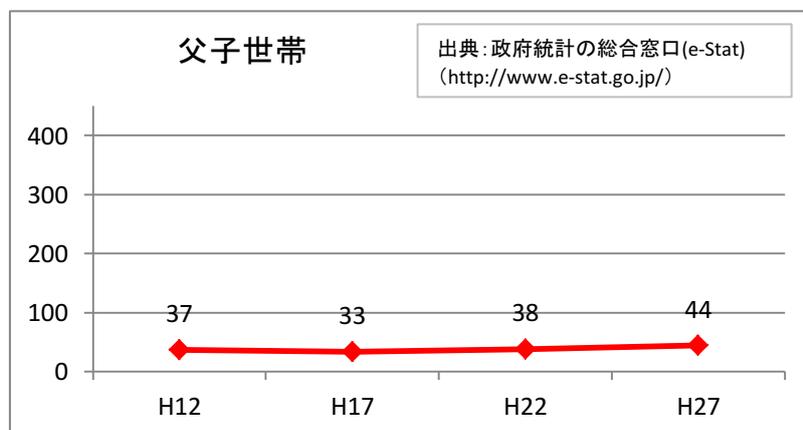
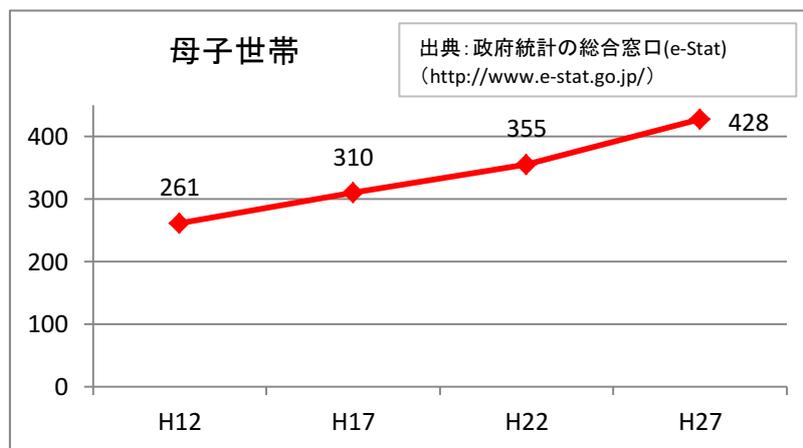
【太宰府市の共働き世帯数の推移】

共働き世帯の数は、平成17年から平成22年の5年間では、289世帯増、平成22年から平成27年までの5年間では600世帯増と約2倍増となっています。



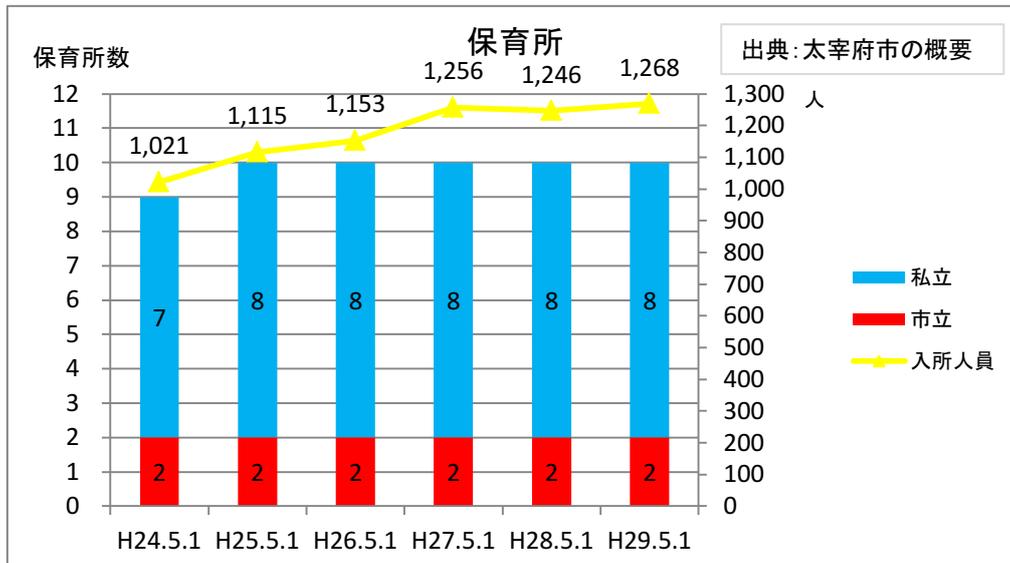
【太宰府市のひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移】

ひとり親世帯は、母子世帯の方が多い状況ですが、父子世帯も微増傾向にあります。

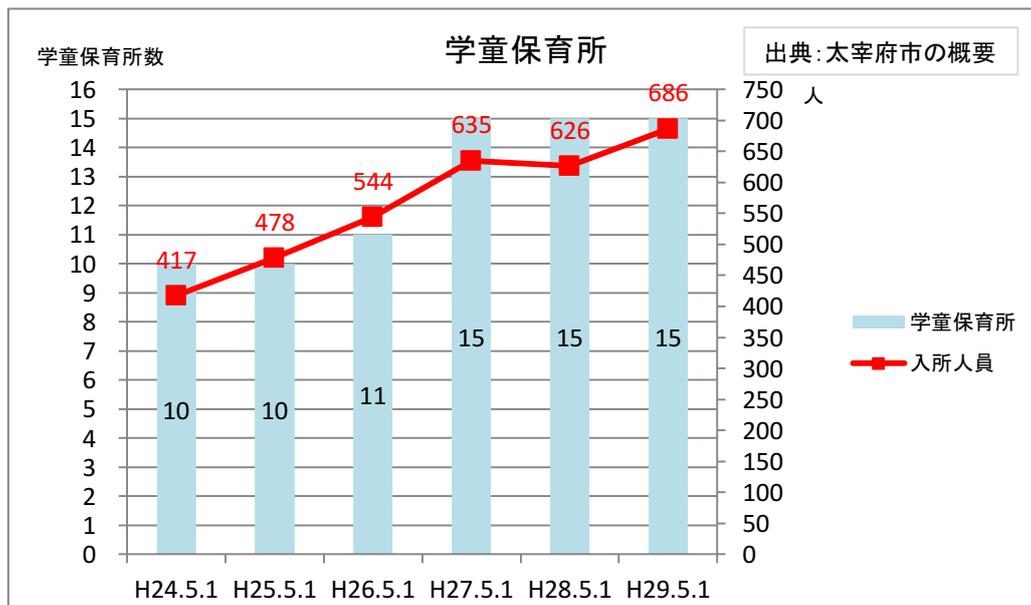


【太宰府市保育所・学童保育所利用者数の推移】

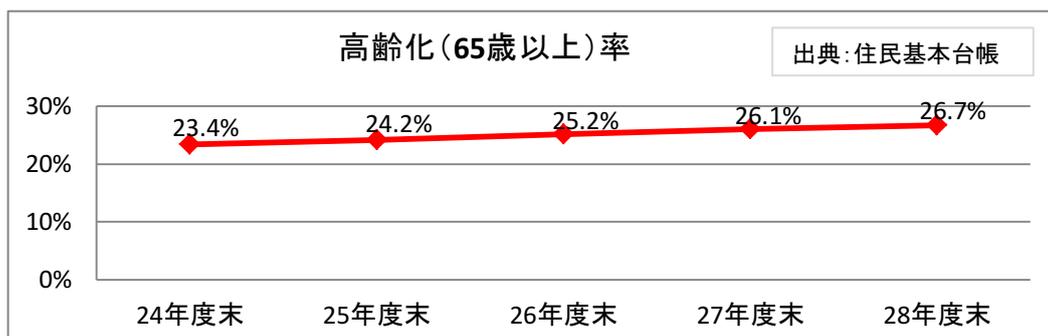
市内の認可保育所は市立、私立を合わせて10ヶ所あります。



学童保育所は市内の7小学校に15ヶ所あり、対象児童は小学1年生から6年生までです。



【太宰府市の高齢化率】



### 3. 中間年における成果と課題

平成25年度に策定した「第2次男女共同参画プラン」では、人々の意識づくりやあらゆる分野における男女共同参画の促進、並びに男女が互いに人権を尊重しあう社会づくりを基本目標に据え、取組を進めてまいりました。以下のとおり、中間年における成果と課題を目標ごとに検証しました。

#### ●目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

特に男女共同参画社会を実現する上で、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識が大きな課題であることを踏まえ、親しみやすく分りやすい啓発を念頭に、男女共同参画市民フォーラムの充実や街頭啓発・パネル展の実施、男女共同参画推進シンボルマークの市民公募などを新たに取り組むことで市民の固定的役割分担意識の解消は一定の成果が表れています。

しかし、男女の地位の平等感を高めることや、男性や若者世代などへ対象をしばった男女共同参画の理解促進については、今後も力を入れていくべき課題として捉えています。

#### ●目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

あらゆる分野における男女共同参画の促進については、市の審議会等へ女性委員の登用を図るとともに、市の管理職への女性の登用拡大にむけて取り組みました。また、市民への理解促進のために、「男女（だれも）が輝く未来へ☆だざいふリアルトーク会」を開催し、市民交流型事業に新たに取り組みました。世代や性別を超えた理解は、女性の参画拡大を進める風土を生むことから、今後も積極的に取組を続けることが課題です。また、これまで多くの地域活動は女性が担ってきた状況がありますが、意思決定を行う会長等の役職者に女性の関わりが少ないという現状もあることから、これからの地域活動の担い手や平常時からの防災体制の側面からも多様な人が参画していくことの理解を深め、実践していくことが課題です。

#### ●目標3 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

男女の人権を尊重し互いを認め合うことは、男女共同参画社会を形成する上での基盤であるにもかかわらず、配偶者等からの暴力の相談件数は全国的にも増加傾向にあります。このような状況を受けて、本市としても、市内に「DV被害者支援関係課連絡会議」を設置し、関係部署や他の相談機関と連携を取りながら被害者の支援にあたりるとともに、街頭啓発などのあらゆる機会を活用して相談機関の周知を図ってまいりました。

相談機関を知っている人の割合が増えたことは周知の成果が出ていますが、実際に相談した人の割合は増えていない現状があります。相談を必要とする人は潜在化していることが予想されることから、今後は相談に一步踏み出せるような広報活動を充実させていくことが必要です。また、DVを未然に防止するためには若年層から予防の取組を行い、暴力を許さない環境づくりを強化していく必要があります。

●各目標の実績比較

前期プランの目標		前期プランの指標		平成29年度目標	平成28年度実績	結果	平成24年度実績 (前期プラン策定時の値)
目標1	男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	1	男女の地位について「平等になっている」と感じている市民の割合	40%	13.8%	↓	13.9%
		2	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	65%	66.1%	↑	42.6%
目標2	促進 あらゆる分野における男女共同参画の	1	審議会等における女性委員の登用率	40%	28.8%	↑	25.1%
		2	市の管理職における女性の割合	15%	12.8%	↑	11.4%
		3	地域活動・社会活動の場で「男女の地位が平等である」と回答した人の割合	50%	—	—	34.1%
目標3	しあう社会づくり 男女が互いの人権を尊重	1	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	40%	63.0%	↓	61.3%
		2	DV相談窓口「ちくし女性ホットライン」を知っている女性の割合	50%	47.1%	↑	34.7%

※平成28年度実績

平成28年度まちづくり市民意識調査

調査期間：平成29年2月11日～24日

調査対象：太宰府市内に居住する18歳以上の市民1,000人

回収状況：533人（53.3%）うち有効回収数529人

\*目標3-2については「DV相談機関があることを知っている・知らない」に設問変更

※平成24年度実績

男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査

調査期間：平成24年7月20日～8月6日

調査対象：太宰府市在住の20歳以上の市民2,000人

回収状況：821人（41.1%）

※目標2-1及び2-2は人権政策課、総務課調べ

### ●プランの推進体制

本市の推進体制においては「太宰府市男女共同参画推進本部」や「太宰府市男女共同参画審議会」において、第2次男女共同参画プランの進捗管理を行ってまいりました。

特に拠点施設であるルミナスを、平成28年度に女性センター（働く婦人の家）から男女共同参画推進センターへ用途を変更したことは、本市の男女共同参画をさらに前進させ、広く市民へ男女共同参画の重要性をPRする意義ある機会になったといえます。これを機に、公式ホームページを開設して、啓発や情報発信に活用するとともに、市民の利便性の向上も図りました。

利用者の傾向としては、前身が女性センターであったことから、約7割が18歳以上の女性であり、年齢層では約6割が40代以上となっています。

今後は、職業生活と家庭生活の両立や家事育児支援をテーマとした主催講座等に男性や若者世代の観点を取り入れ、呼び込んでいくことが課題です。その他の主催講座等についても集客性を考慮した参加しやすい事業を企画する一方で、男女共同参画の意識を高め、学びを深めるセミナーや女性の就労に活かせる資格取得講座等、男女共同参画の観点から、狙いを明確にした事業展開と情報発信を行い、利用者を増加させていく必要があります。

諸団体の活動については、登録団体制度を整備し、ルミナスへの積極的な関わりを求めています。団体同士の交流支援や新たな活動の掘り起こしを行うことも、推進センターの機能として求められています。

また、DVに関して「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合は増加していることから、平成29年度よりルミナス相談室を設け、男女共同参画の拠点施設としての機能の充実を図りました。

このように第2次男女共同参画プランの中間年において明らかになった成果と課題を踏まえ、継続した実効性ある取組を進めていく必要があります。



※登録団体制度

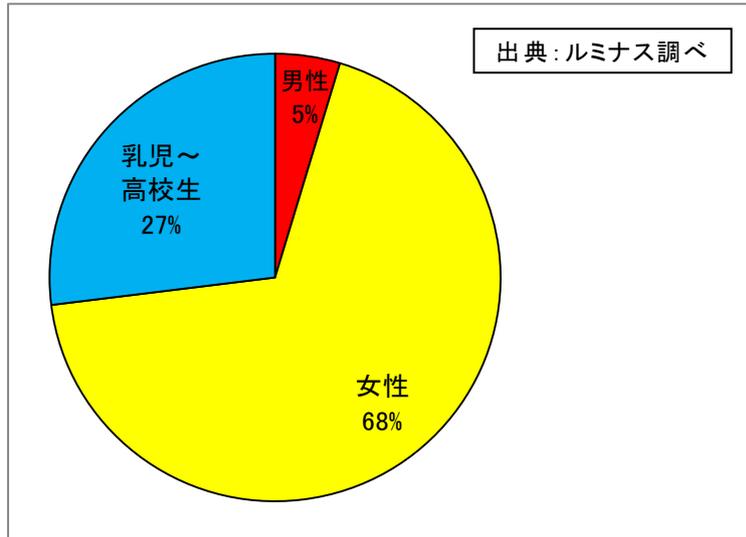
ルミナスの定期利用団体であり、市又はルミナスが主催する男女共同参画事業に参画することを主な要件としている。

●ルミナス利用状況（平成28年度）

（属性）

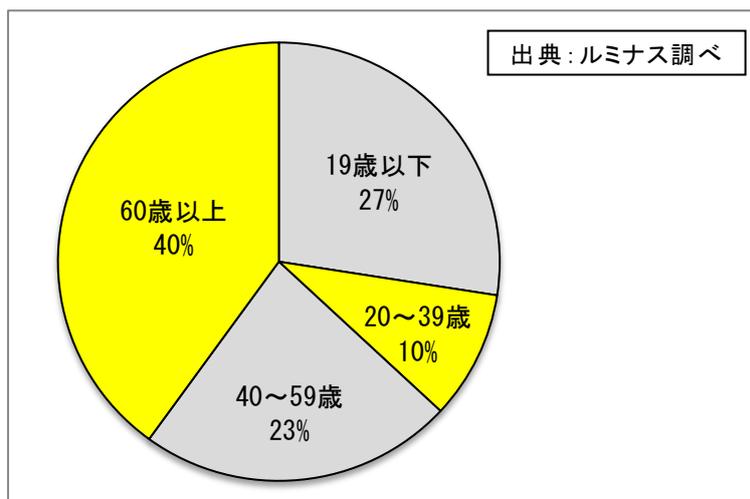
男性	女性	18歳未満	計(人)
983	14,450	5,697	21,130
5%	68%	27%	

※男性及び女性は18歳以上。



（年齢）

19歳以下	20～39歳	40～59歳	60歳以上	計(人)
5,801	2,002	4,874	8,453	21,130
27%	10%	23%	40%	



## 第3章 後期プラン策定の基本的考え方

### 1. 後期プランの基本理念と目標の視点

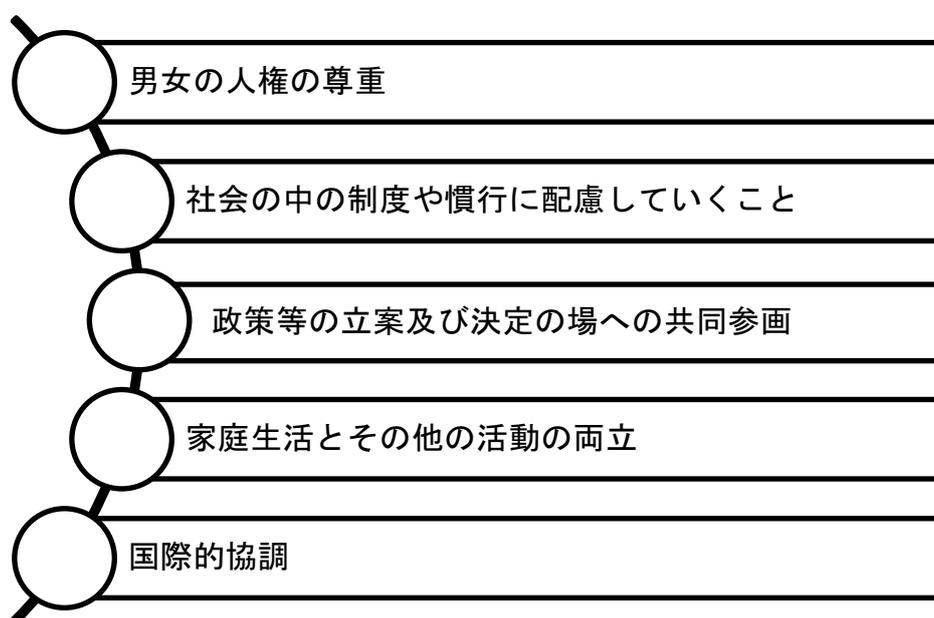
本市では、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を發揮しながら、多様な生き方を選択し、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場面において自分らしく、いきいきと暮らすことができるまちづくりを目指しています。

そのことから、太宰府市男女共同参画プランは、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づいて行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進を図るために今後の目標と施策の方向性、事業の内容を明らかにするものです。

後期プランにおいても基本理念及びプランの柱となる目標は、継承し推進していきます。

#### ●基本理念

### 太宰府市男女共同参画推進条例の5つの理念



「太宰府市男女共同参画推進条例のあらまし」より抜粋

● 目標の視点

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

固定的な性別役割分担意識を解消するため、学校、家庭等における教育、学習を充実させるとともに男性や若者世代への理解促進を進めます。

施策の方向1・2・3

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、働く場面や地域など様々な分野での女性の活躍とそれを支える環境の整備を進めます。

施策の方向4・5・6・7・8・9

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

男女共同参画の基盤である人権の尊重と健康支援を図り、困難を抱える人を支援し、多様性を活かした共生社会を進めます。

施策の方向10・11・12・13

プランの推進体制

本市の男女共同参画を推進するため、推進体制を整備し、市民との連携を図っていきます。

2. 後期プランの性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び太宰府市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画です。

国の「男女共同参画基本計画」や福岡県の「男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、「太宰府市総合計画」を支える個別計画として、他の関連する諸計画との整合性を図りながら、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための指針となるものです。

なお、目標2の施策の方向4から7は、「女性活躍推進法」に規定する市町村計画を、また、目標3の施策の方向10は「配偶者暴力防止法」に規定する市町村計画を兼ねるものとします。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画

・施策の方向4・5・6・7

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画

・施策の方向10

### 3. 後期プランの期間

平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度までの5年間とします。  
但し、社会情勢等の変化により見直す場合もあります。

### 4. 後期プランの進捗管理

計画の達成度を測るため、事業の進捗状況と課題を整理し、効果的な推進につなげます。

- ① 各事業の実施にあたっての方針を定め、数値で指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。但し、事業の性質上、目標を数値化できないものは、個別の実施状況等をヒアリングしていきます。
- ② 毎年度、太宰府市男女共同参画推進本部会議及び太宰府市男女共同参画審議会に報告を行い、同審議会より評価を受けます。
- ③ 年次報告書として公表し、次年度以降の取組に活かしていきます。



## 第4章 後期プランの施策の方向と事業の内容

### <後期プランの体系>

目標	施策の方向	施策
1 向 男 女 の 共 同 意 識 画 づ く り に 現 に	1 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直しと意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し
	2 男女共同参画の理解を促進する教育・ 学習の充実	①学校等における男女共同参画の推進 ②教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ③家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
	3 男性・若者世代にの男女共同参 画の推進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 促 進	4 政策・方針決定過程への女性の参画の 拡大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④市民の参画機会の拡大
	5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②市民・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの理解促進
	7 職業生活との両立を可能にする 子育て・介護への支援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
	8 地域・防災分野への男女共同参画の 推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災・防犯における男女共同参画の推進
	9 国際交流への男女共同参画の促進	①外国人市民との交流
	3 社 会 づ く り に あ ら ゆ る 人 権 を 尊 重 し あ う	10 配偶者等からの暴力の根絶 ※2
11 女性に対する人権課題への取組		①女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談
12 生涯を通じた男女の健康支援		①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
13 共生社会への推進		①多様な立場の人々への理解促進 ②困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 ③だれもが共に安心して暮らせる環境整備
	プランの推進体制	①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

太宰府市男女共同参画推進条例・男女がいきいきと輝くまちづくりをめざして

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※2 目標3の施策の方向10は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

## 目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

男女共同参画社会を形成していく上では、男女が対等な関係づくりを行い、個性と能力を十分に発揮する男女共同参画の理解が必要です。

市民意識について、社会全体で見た場合の男女の平等感は「男性優位である」と回答した割合は減少していますが、「平等である」と回答した割合は13.8%にとどまり、目標には至っていません。

一方、固定的性別役割分担意識の解消については、「同感しない派」が増え、成果が表れていることから新たな目標を設定し、分りやすく効果的な啓発活動や学習の機会を提供し、意識づくりを進めていきます。

特に、男性自身も性別による役割にとらわれず、多様なライフスタイルを選択することは生き方を豊かにし、女性にとっても幅広い選択を可能にすることから、男性へのアプローチを充実させていきます。また、子どもや若者世代が人生の早い段階で男女共同参画の意義を理解することは、将来における自分自身のライフプランを形成する上で非常に重要であることから、性別や年齢に合わせた理解しやすい働きかけを行っていきます。

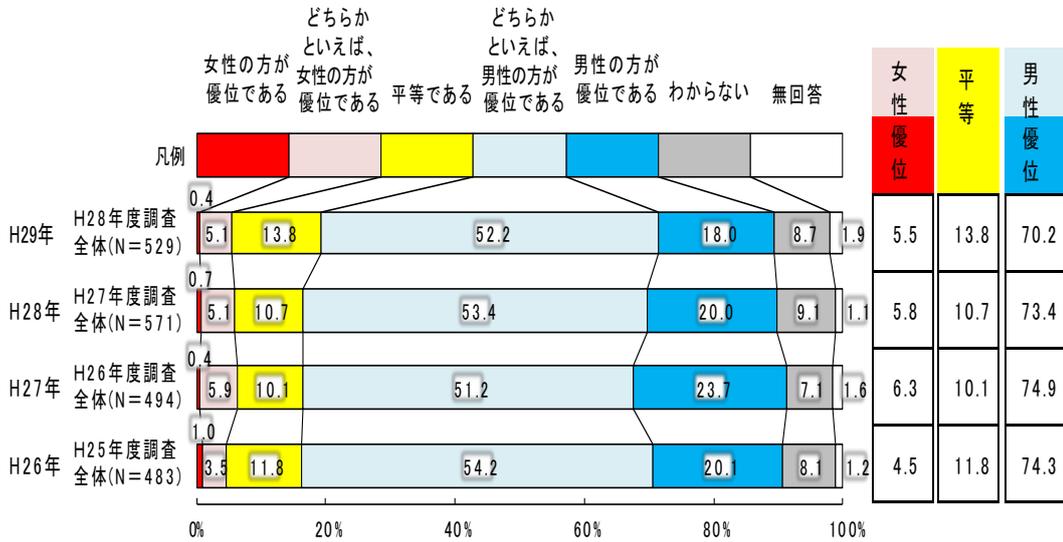
### ● 成果指標

目標 1	指標	平成34年度 目標	平成28年度 実績	平成29年度 目標
1	男女の地位について「平等になっている」と感じている市民の割合	40.0%	13.8%	40.0%
2	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	70.0%	66.1%	65.0%

● まちづくり市民意識調査の結果

① 男女間の地位に対する平等感

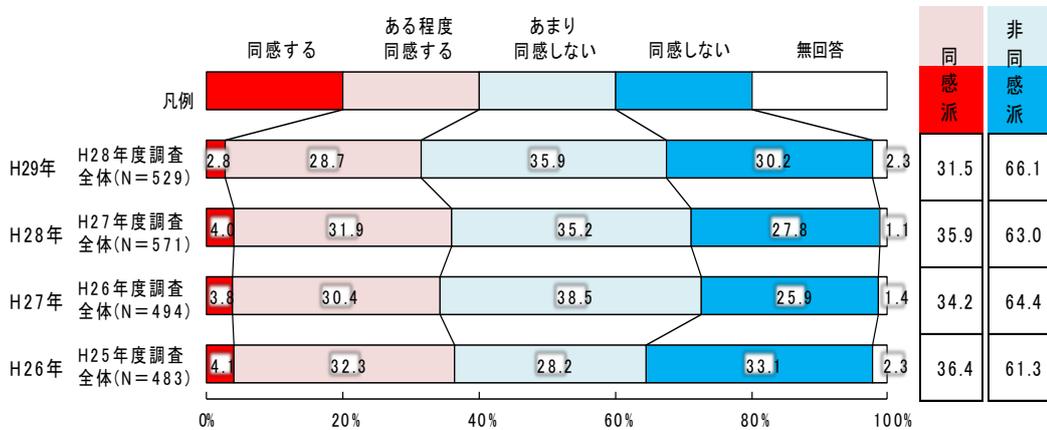
問. あなたは社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。



出典：まちづくり市民意識調査

② 固定的な役割分担に対する考え方

問. あなたは「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって固定化された役割分業の考え方にどの程度同感しますか。



出典：まちづくり市民意識調査

**施策の方向1**

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

男女の様々な活動において、性別によって決められた制度や慣習に気づき、男女共同参画の視点から見直しを行っていくためには、固定的性別役割分担意識の解消や正しい男女共同参画の理解が必要です。

そのために、性別にとらわれない表現に留意しながら積極的かつ継続的な広報・啓発活動や情報提供を行い意識の改革を進めます。

① 意識啓発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	広報紙やホームページ等による啓発の推進	広報紙やホームページに男女共同参画に関する内容を掲載し、意識変化につながる啓発を進めます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 文化学習課 社会教育課
2	男女共同参画市民フォーラムの実施	男女共同参画への市民の理解を広めます。	継続	人権政策課
3	男女共同参画推進シンボルマークの活用	シンボルマークを活用し、男女共同参画の啓発を行います。	新規	人権政策課
4	男女共同参画週間(6月23日~29日)における啓発の推進	男女共同参画週間の意義を周知し、男女共同参画推進条例等の啓発を推進します。	継続	人権政策課
5	男女共同参画に関する作品募集	男女共同参画に関する作品を募集することにより市民意識の高揚を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)



太宰府市男女共同参画推進シンボルマーク

② 情報の提供

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
6	男女共同参画関連情報の提供	男女共同参画に関する取組、法令等を分かりやすく解説するとともに市内外の情報を積極的に紹介します。	継続	人権政策課
7	男女共同参画関連図書の提供	男女共同参画週間や関連する事業と連携し、男女共同参画関連の図書や資料を広く収集・整備・提供することにより意識の向上を図ります。	継続	文化学習課 (市民図書館) 人権政策課 (ルミナス)
8	まちづくり市民意識調査の実施	男女共同参画の推進に係る設問を設定し、分析、公表を行います。	継続	経営企画課
9	男女共同参画関連事業の紹介	男女共同参画社会の実現に向けた各種事業について、紹介します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

③ 行政広報・出版物の表現に関する配慮

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
10	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現や固定的な性別役割分担に基づく表現にならないよう徹底します。	継続	全課
11	男女共同参画の表現ガイドラインの周知と改訂	広報紙・ホームページ・出版物の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立った表現となっているか確認します。改訂にあたっては、メディア・リテラシーの視点も含めて見直しを行います。	継続	人権政策課 経営企画課 議事課 関係課

※メディア・リテラシー  
 世の中に溢れる多くの情報を主体的に読み解き、活用し、情報発信する力のこと。

④ 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
12	制度・習慣・慣行の見直し	ライフスタイルの多様化を踏まえ、男女の活動の選択に影響がある制度や習慣、慣行については、見直しを検討するよう働きかけます。	継続	人権政策課 (ルミナス)

**施策の方向2**

男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

幼少期から培われる意識形成は非常に重要であることから、子どもの成長過程における保育や学校教育の中で、男女共同参画の視点に立った取組を推進していきます。また、教職員や保護者などが子どもに与える影響は大きく、保育、教育現場や家庭教育、社会教育の場においても男女共同参画の理念を理解する学習の機会を充実させていきます。

① 学校等における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
13	男女共同参画社会を実現する保育や男女共同参画教育の実施	就学前、小学校、中学校における発達段階に応じ男女共同参画の視点に基づいた保育、教育を推進します。特に義務教育課程においては、教育基本法の本質にのっとり、児童生徒の発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に向けて、各教科・領域等の教育活動を推進します。	継続	保育児童課 (ごじょう保育所) 学校教育課
14	進路指導・キャリア教育の充実	固定的性別役割分担意識にとらわれずに目的意識をもち、主体的に進路を考える力を育成するための進路指導・キャリア教育を行います。	拡充	学校教育課
15	私立保育所・幼稚園への理解促進	男女共同参画の視点から個性と能力を発揮できる保育や教育を進めるよう、私立保育所・幼稚園に働きかけます。	継続	保育児童課
16	学校への理解促進	男女平等教育の視点から個性と能力を発揮できる教育を進めるよう、校長会、市内の高校、大学に向けて男女共同参画の情報を提供し、理解の促進を図ります。	継続	人権政策課 学校教育課
17	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	継続	学校教育課

※キャリア教育  
 社会的・職業的自立に向けて、必要な能力や態度を育て、自分らしい生き方を実現する過程を促す教育のこと。

② 教職員等の男女共同参画に関する研修の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
18	男女平等教育に関する教職員の研修	教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	継続	学校教育課
19	男女共同参画に関する保育所・幼稚園職員の研修	私立保育所・幼稚園職員の研修を実施し、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない幼児教育を実践できるように働きかけます。	継続	保育児童課

③ 家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
20	男女共同参画に関する講座等の実施	男女が共に生きやすい社会の創造に向けて、子育て支援や、女性の就労支援及び男女平等意識の高揚を目指す各種講座等学習機会を充実します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
21	保護者への家庭教育支援	保育所での家庭教育に関する相談に対し、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない視点から助言します。 市PTA連合会や家庭教育学級をとおして、家庭教育に関する学習機会を提供していきます。	継続	保育児童課 (ごじょう保育所) 社会教育課
22	行政出前講座や講師派遣による学習機会の提供と支援	市民や各団体等が実施する学習会に出前講座や講師派遣により取組を支援します。	継続	人権政策課
23	各団体・ボランティア等への啓発の実施	各団体やボランティア等の活動において、必要に応じて男女共同参画の視点から助言、指導を行います。	継続	関係課
24	外郭団体等への啓発の実施	公共施設を指定管理又は委託している公益財団、企業等に対し、必要に応じて男女共同参画の視点から助言を行います。	新規	人権政策課 スポーツ課 社会教育課 文化財課 文化学習課

### 施策の方向3

#### 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

少子高齢化により、家庭生活における男性の役割も増加しています。長時間勤務や転勤等が当然とされている男性中心型の労働慣行を見直し、育児や介護などの家庭的責任や地域社会への貢献を考えられるようなアプローチを行います。また、未来を担う若者世代が男女共同参画の意義を理解し、将来の働き方や生き方について真剣に考え、ライフプランを描けるよう働きかけます。

#### ① 男性へのアプローチ

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
25	男性の家事、育児、介護に関する事業の実施	男性が主体的に家事、育児、介護に関わることの大切さや意義を啓発し、事業を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス) 子育て支援センター ごじょう保育所 元気づくり課
26	男性の働き方や生き方に関する意識改革	男性中心型労働慣行を見直し、多様なライフスタイルを認め合う意識改革を促します。	新規	人権政策課 (ルミナス)

#### ② 若者世代へのアプローチ

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
27	若者世代の男女共同参画に関する理解促進	将来を担う若者世代が男女共同参画の意義を理解し、ライフプランを考えられるような理解の促進を図ります。	新規	人権政策課 国際・交流課

## 目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

意思形成過程への女性の参画は、多様な視点を生み、バランスのとれた政策形成につながります。そのためにも職場や地域などあらゆる場面で女性を積極的に登用するとともに参画の機会を増やし、建設的な意見を交換することが必要です。

働く場面においては、全国的に結婚や出産、介護などで離職する女性が多いことを踏まえ、男女が共に職業生活と家庭生活の両立を可能にするための各種制度の周知や意識の定着を図るための取組が必要です。本市の管理職における女性の割合は目標に近づきつつあることから、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿った新たな目標のもとで、人材の育成と能力開発を行っていきます。

あらゆる分野で本来の能力を十分に発揮するためには、ハラスメントの防止とワーク・ライフ・バランスの定着が必要であることから、本市職員に対する取組を徹底するとともに、市内事業所や市民への理解促進へと広めていきます。

本市の自治会活動においては、女性の役員も活躍されていますが、全体的には1割程度と少ない現状もあります。多様な人の力を活かし男女共同参画の観点から地域コミュニティを形成していくことの理解促進を図っていきます。

### ●成果指標

目標 2	指標	平成34年度 目標	平成28年度 実績	平成29年度 目標
1	審議会等における女性委員の登用率	40.0%	28.8%	40.0%
2	市の管理職における女性の割合	20.0%	12.8%	15.0%
3	地域活動・社会活動の場で「男女の地位が平等である」と回答した人の割合	50.0%	-	50.0%

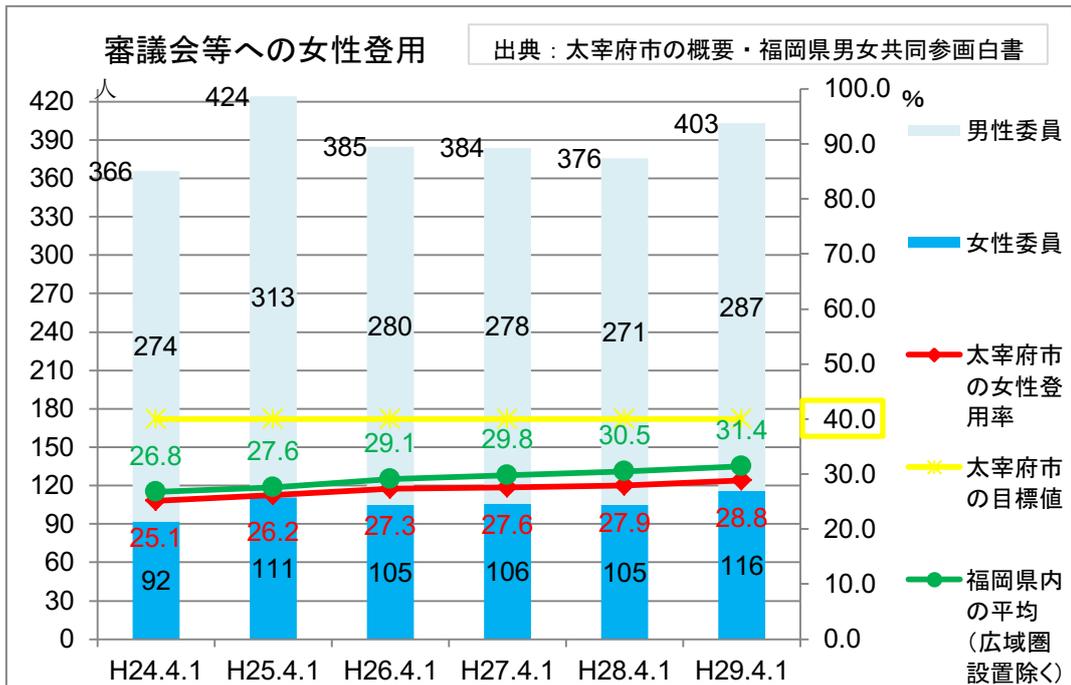
※ハラスメント

主に職場で行われる様々な嫌がらせのこと。いわゆるパワハラ、セクハラ、マタハラなどがある。

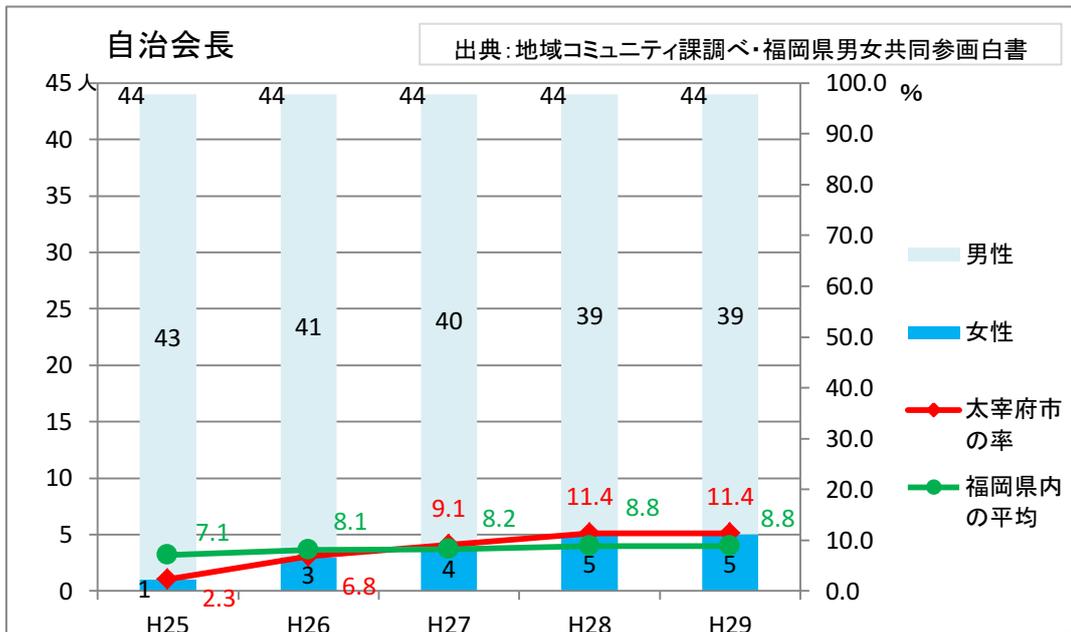
※ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

● 審議会等における女性の割合



● 自治会長の女性の割合



● 自治協議会及び校区自治協議会における役員の女性の割合

(H29.4.1 現在)

	役員数 (人)		計	女性の割合
	女性	男性		
太宰府市自治協議会	0	6	6	0%
校区自治協議会	9	52	61	14.8%

出典：外郭団体・補助団体登用状況調査

### 施策の方向4

#### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会等女性委員の登用率は微増しており、女性の参画は徐々に高まってきています。しかし、本市の目標や福岡県の平均には至っていない状況です。専門の職に女性が少ないという現状もありますが、登用率向上の施策を講じていく必要もあります。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と連動して市職員の人材育成を行っていきます。

市民の参画機会についても、積極的な工夫や設定をすることにより、女性の参画を促していきます。

#### ① 市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
28	各種審議会等への女性の積極的登用	女性の意見等を市政に反映させるため、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。	継続	関係課
29	審議会等の女性登用率向上に向けた取組	女性の登用率向上に向けた施策に取り組めます。	継続	人権政策課

② 市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
30	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進行管理	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を適正に進行管理し、実施状況のフォローアップと公表を行います。	新規	総務課
31	女性職員の採用拡大	多様な人材を確保するため、採用試験受験者を増加させるようアピールしていきます。	継続	総務課
32	女性職員の登用拡大	男女が対等に能力を発揮できる人材育成を進め、性別によらない職場配置を行い、管理監督者への登用を推進します。	継続	総務課
33	職員に対するハラスメント防止の徹底	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するための必要な対策を講じます。相談や苦情に対しては相談窓口を速やかに開設し解決にあたります。	拡充	総務課

③ 各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
34	外郭団体ほか補助団体への女性登用状況調査の実施と要請	外郭団体や補助団体の役員等への女性の登用について調査を行い、女性登用の要請や推進に努めます。	継続	関係課

④ 市民の参画機会の拡大

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
35	パブリック・コメントの実施	市の政策等の企画立案過程における市民参画のため、パブリック・コメント手続きを実施し、女性が参加しやすい環境を整備します。	拡充	関係課

※セクシュアル・ハラスメント

ハラスメントの一種で、被害者の意に反して性的な言動が行われること。略してセクハラともいう。

※パワー・ハラスメント

ハラスメントの一種で、職場での力関係を背景に嫌がらせが行われること。略してパワハラともいう。

## 施策の方向5

### 雇用の分野における女性の活躍推進

雇用の分野における女性の活躍推進には、事業所への理解促進と市民への就業支援等、両方向への働きかけが必要です。労働や休暇等の法制度の速やかな周知や能力開発に向けた取組を行っていきます。

#### ① 事業所等における男女共同参画に関する理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
36	労働や休暇等に関する法制度や労働の場における母性保護、並びにハラスメント防止の周知・啓発	男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法など労働関係の法制度や産前産後休暇制度などの母性保護並びにセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止を事業主に周知し、雇用の場における啓発を行います。	継続	福祉課 産業振興課
37	働き方に関する事業所への理解の促進	働く場での女性の活躍推進や男性中心型の労働慣行の解消など、時代に応じた働き方について、理解促進を図っていきます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課
38	男女共同参画に関する事業者等への調査・啓発	市の指名入札参加者審査申請を希望する事業者及び指定管理者に対し、「男女共同参画推進状況」の調査や、ハラスメント防止等に対する啓発を行います。	継続	人権政策課 管財課 スポーツ課 文化学習課 (財団)

※マタニティ・ハラスメント

働く女性に妊娠・出産を理由として、嫌がらせや不利益な取り扱いが行われること。略してマタハラともいう。

② 女性の職業能力開発の支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
39	女性農業者グループへの活動支援	農業の振興、後継者の育成、女性の地位向上、ネットワークの形成・拡大等、女性農業者グループの取組に対する活動支援を行います。	継続	産業振興課
40	商工会との連携	商工会と連携協力して働く女性の活躍推進を図るため啓発を行います。	継続	産業振興課
41	資格・技能・技術取得への支援	資格・技能・技術を得るための情報提供及び取得のための講座を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
42	女性の就業や起業、経営を支援する取組	就業や起業を考えている女性を対象に、必要な知識や情報を提供するセミナーを実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課
43	再就職支援講座の実施	再就職をするために必要な知識や技術等を習得するための講座を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

## 施策の方向6

### ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスは、社会全体で進めている女性の活躍推進や男女の働き方改革と密接しています。固定的な性別役割分担意識からもたらされる女性への家庭的責任の集中を解消し、男女が多様な働き方・生き方を選択できるよう、事業所、働き手も含めたすべての人の理解促進を行います。

#### ① 市職員の職場環境の整備と取組支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
44	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を適正に進行管理し、実施状況のフォローアップを行います。	継続	総務課
45	両立のための職場理解と制度の普及促進	男女職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	継続	総務課

#### ② 市民・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
46	事業所等へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発	事業所等に対してワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図ります。	継続	人権政策課 産業振興課
47	市民へのワーク・ライフ・バランスの理解促進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
48	両立支援セミナーの実施	仕事と家庭の両立を可能にするためのセミナーを開催します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

### 施策の方向7

#### 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援

子育て期に就労を辞める女性や、晩婚化により子育てと親の介護を同時期に担う人も少なくありません。子育てや介護に係る制度を適正に運用し、社会全体で支える仕組みづくりや周知を行っていきます。

##### ① ひとり親家庭への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
49	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当、母子父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付等制度の周知を図り、支給、給付、貸付によりひとり親家庭の経済的支援及び自立支援を行います。	継続	保育児童課
50	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。	継続	国保年金課

##### ② 子育てへの支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
51	子どもの医療費の助成	子どもの医療費助成により、子どもの健やかな成長と保護者の医療費負担を軽減します。	継続	国保年金課
52	児童手当の支給及び周知	児童手当制度の普及を図り、児童の養育を支援します。	継続	保育児童課
53	親と子の心の健康づくり対策の推進	育児不安等の問題に早期に対応するため、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。	継続	元気づくり課

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
54	幼稚園就園奨励費の支給と周知	幼稚園に通園している児童がいる家庭に対し、世帯の所得状況に応じた補助を実施していきます。	継続	保育児童課
55	保育所入所待機児童の解消	認可保育所の定員拡大等により入所希望児童の待機解消に努めます。	継続	保育児童課
56	保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、幼稚園との連携により預かり保育を促進します。	継続	保育児童課
57	子育て支援センター事業の充実	子育てに関する相談を受けるとともに、つどいの広場・子育てサロン・出前保育・子育て講座を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供します。また、子育てに関する情報提供を行い、子育てサークルや地域子育て支援センターとも連携を図ります。	継続	元気づくり課
58	放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	継続	保育児童課
59	公的事業及び学習機会における託児の充実	公的事業や学習会等を行う際、幼児を連れた人も安心して参加できるよう、託児の実施を働きかけます。	継続	関係課
60	ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域で子育てをサポートする子育て支援ボランティアを育成し、既存のボランティアグループのスキルアップを図ります。	継続	元気づくり課

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
61	有害環境対策の推進	有害情報や青少年をめぐる有害環境の浄化活動を推進するとともに、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供します。	継続	社会教育課

③ 介護への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
62	介護保険制度・地域包括支援センター機能の周知	男女が共に介護を担うことへの理解を広めるとともに、社会全体で支える介護保険制度と地域包括支援センターの役割を周知し、利用促進を図ります。	拡充	高齢者支援課
63	介護保険サービスの充実	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう介護保険サービスの充実に努めます。	継続	高齢者支援課
64	介護予防・生活支援施策の充実	高齢者が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実に努めます。	継続	高齢者支援課

## 施策の方向8

### 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域活動においては、これまでも多くの女性が活動を担ってきましたが、自治会長など地域のリーダー的存在に女性が少ないことや、災害等の緊急時には女性の視点が組み込まれていなかったことが過去の震災からも明らかになっています。安心して活力ある地域活動のためにも、男女共同参画の視点を浸透させていきます。

#### ① 地域活動における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
65	自治会への男女共同参画の理解促進	地域における男女共同参画の必要性を伝え、男女平等の意識づくりを行うために、自治会会長等を対象に女性問題を含むあらゆる人権問題研修会や講演会等への参加を積極的に呼びかけます。また、各自治会における自主的な学習会の促進を図ります。	拡充	人権政策課 地域コミュニティ課
66	地域における女性人材の育成	男女が共に男女共同参画の必要性を理解する取組を推進し、地域で活躍する女性人材を育成します。	拡充	人権政策課 (ルミナス)
67	地域活動への積極的参画	地域の美化活動等の地域活動へ男女とも積極的に参画するよう各自治会を通じて働きかけていきます。	継続	関係課
68	協働のまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進を図ります。	継続	地域コミュニティ課
69	ボランティアに関する支援と育成	ボランティア支援センターをとおして、ボランティア活動を行う人及び団体を支援するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた育成を行います。	継続	地域コミュニティ課

② 防災・防犯における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
70	自主防災組織等への男女共同参画の視点の導入	防災・災害復旧体制において男女のニーズの違いを反映するとともに、女性の関わりを積極的に働きかけていきます。	継続	防災安全課
71	女性消防団員の任用	女性消防団員を積極的に任用します。	継続	防災安全課
72	性犯罪防止の取組	性犯罪防止のための取組を実施します。	新規	防災安全課

**施策の方向9**

国際交流への男女共同参画の促進

本市には多様な国籍の外国人が在住するとともに、約800万人の観光客が訪れる国際観光都市でもあります。多文化共生と相互理解を目指す中においても、男女共同参画の理解を深め、交流を行っていきます。

① 外国人市民との交流

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
73	国際交流事業における男女共同参画の促進	国際交流事業への参画を促進し、社会的性別(ジェンダー)を含んだ異文化の理解を図り、多文化共生の意識を育みます。	継続	国際・交流課

### 目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利のことをいいます。それは、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することでもあります。（太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針より）

そのような社会を目指す中において、配偶者や交際相手からの暴力は深刻な社会問題となっており、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に予防と理解を深めるための啓発が必要です。相談機関があることを知っている人の目標を高め、情報提供の充実を図るとともに、速やかで的確な対応を行うための体制をとります。また、スマートフォンの普及やSNSの広がりによって、これらを利用した女性に対する人権侵害も多発していることから、防止のための取組を強化していく必要があります。

生涯を通じて、男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、自らの体を管理しつつ生きがいをもって心身ともに健康を享受できることは、男女が責任をもって意欲的に参画していくこと的前提であることから、スポーツや文化をとおした健康支援も取り入れていきます。

現代においては、自らの性に悩む性的少数者（性的マイノリティ）や認知症を患う人とその家族、障がいをもつ人など生きづらさや困難を抱える人も増加しています。それぞれの状況に応じた適切な支援のために、正しい理解と支援体制が必要です。

#### ●成果指標

目標 3	指標	平成 34 年度 目標	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標
1	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	40.0%	63.0%	40.0%
2	「DV相談機関があることを知っている人」の割合	60.0%	47.1%	50.0%

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上のコミュニティ型サービスのこと。

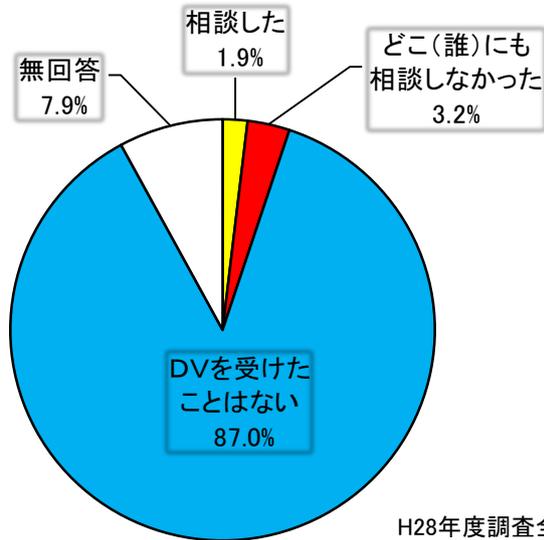
※性的少数者（性的マイノリティ）

性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーが含まれる。

●まちづくり市民意識調査の結果

①DVを受けた経験がある場合の相談先

問. 配偶者（元配偶者も含む）や交際相手からDVを受けた経験がある場合、どこ（誰）かに相談をしましたか？

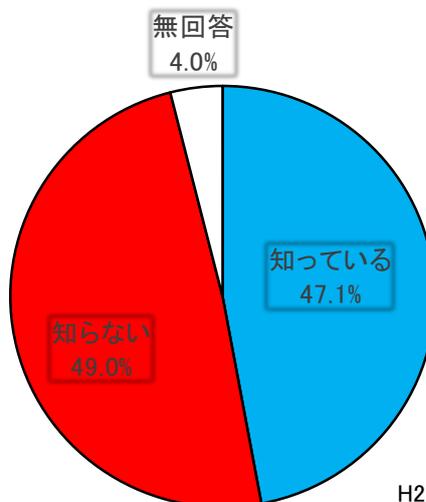


H28年度調査全体(N=529)

出典：まちづくり市民意識調査

②DV相談機関の認知状況

問. DVの相談機関があることを知っていますか？



H28年度調査全体(N=529)

出典：まちづくり市民意識調査

**施策の方向10**

配偶者等からの暴力の根絶

DVの認知度は高くなっているものの、相談に躊躇する現状もあります。配偶者からの暴力においては、面前DVや児童虐待など子どもを巻き込むケースや、高齢者夫婦のケースも増加しています。交際相手間のデートDVは若年化が進んでいることから、幅広い世代への継続した意識啓発の推進や相談体制の充実を図っていきます。

① 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
74	暴力防止のための啓発の推進	DVを許さない社会づくりのための意識啓発の充実を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)
75	若年層への暴力防止のための取組	デートDV防止のための若年層への啓発に取り組みます。	新規	人権政策課 (ルミナス) 学校教育課
76	地域・家庭・社会教育における啓発の推進	自治会や社会教育、保健指導の場において、DVを許さない社会づくりのための意識啓発活動を行います。	新規	人権政策課 (ルミナス) 地域コミュニティ課 社会教育課 元気づくり課

② DV相談体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
77	DV相談窓口の周知と情報提供	ルミナスDV相談室や「ちくし女性ホットライン」、その他の相談機関の周知を図り、関連する情報の提供を行うとともに、個人のニーズに合わせた的確な相談機関を紹介していきます。	継続	人権政策課 (ルミナス)
78	相談関係職員の研修	相談や業務に携わる職員がDVに関する知識を深め、相談者に寄り添った相談・支援にあたるよう、資質の向上に努めます。	継続	人権政策課 (ルミナス)

③ 被害者の保護と自立支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
79	DV被害者支援庁内連携会議の実施	関係部署が連携し被害者の支援にあたります。速やかな連携と被害者の個人情報保護を徹底します。	新規	人権政策課
80	DV被害者の早期発見と保護、自立に向けた支援	各種の相談等とおしたDV被害の早期発見や個人の状況に合わせた保護、自立支援を適切に行っていきます。	継続	関係課
81	関係機関との連携	福岡県、警察、他自治体、法務局、人権擁護委員等との情報交換を行い、効果的な支援ができるよう連携を図ります。	継続	人権政策課

D V相談件数

(人権政策課調べ)(件)

相談窓口	H24	H25	H26	H27	H28
人権政策課	17	18	25	33	29
ちくし女性ホットライン	35	7	16	26	20

**施策の方向 1 1**

女性に対する人権課題への取組

性に関する情報が氾濫している現状においては、女性が被害を受けやすいセクシュアル・ハラスメントや「AV出演強要問題・JKビジネス問題」等の課題にも取り組む必要があります。これらの人権侵害を防止するための啓発や、適切な相談機関を周知していきます。

① 女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
82	女性に対する暴力防止の啓発の推進	性犯罪やAV出演強要問題、JKビジネス問題、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組めます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 福祉課
83	専門の相談機関の周知と情報提供	性犯罪被害やセクシュアル・ハラスメント等の専門相談窓口について周知していきます。	拡充	人権政策課



女性に対する暴力根絶のシンボルマーク  
(内閣府作成)



パープルリボン

(パープルリボン・プロジェクトは、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた国際運動)

※AV出演強要問題

若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親等にばらす等と言われ、本人の意に反して出演を強要される事例のこと。

※JKビジネス問題

女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業のこと。

**施策の方向 1 2**

生涯を通じた男女の健康支援

女性も男性もそれぞれの身体的特徴によって、健康上の問題に直面することがあります。特に女性は妊娠や出産、更年期疾患を経験する可能性があることから、正確な知識や情報を得て主体的に選択できるような機会を提供します。また、男女共に各種健診を充実させ、スポーツや文化をとおして健康への関心を高めながら生きがいづくりができるよう支援していきます。

① 妊娠・出産への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
84	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての啓発	性と生殖を含む健康に関する自己決定を基本的人権と捉え、広く市民に浸透するよう啓発を行います。	継続	元気づくり課
85	母性保護の啓発	妊婦やその家族への母性保護知識の周知、啓発を行います。	継続	元気づくり課
86	妊婦健康診査と相談の実施	「妊婦健康診査補助券」を交付し、妊婦健診の助成、保健指導相談等による健康支援を図ります。	継続	元気づくり課

② 健康課題への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
87	特定健康診査・特定保健指導の実施	国民健康保険加入者の特定健康診査、保健指導を行います。	継続	国保年金課 元気づくり課
88	がん検診の啓発と普及	乳がん・子宮頸がん検診を行うとともに、検診の啓発と普及に努めます。その他のがん検診についても、男女を通じて受診を推奨します。	継続	元気づくり課

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）  
 平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議において定義されている概念。

③ 心身の健康増進への取組

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
89	こころの健康支援	男女が抱える心の悩みを解消し、自殺予防を図るため、精神科医師や保健師による相談を行います。	新規	元気づくり課
90	スポーツや文化をととした心身の健康支援	健康増進の観点から、スポーツや文化に親しみ、心身の健康づくりの機会を提供します。 スポーツに関しては、支援者や指導者向けの研修会や講習会の周知・充実を図ります。	新規	スポーツ課 文化学習課

**施策の方向13**

共生社会への推進

多様な人が共生していくためには、それぞれの人の立場に立った理解と安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。生活困窮者や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者の人等が個別に抱える人権課題と性別による課題を包括して理解し、重複して困難な状況を抱えた人を支援していきます。

① 多様な立場の人々への理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
91	障がい者や高齢者、外国人等の人権課題と性別の課題を包括的に考える理解の促進	障がい者と女性問題など、重複した課題について理解を促進する学習の機会を提供します。	新規	福祉課 (社会福祉協議会) 社会教育課 人権政策課 (ルミナス)
92	性的少数者に対する理解の促進	性的少数者(性的マイノリティ)として困難な状況におかれている人への理解の促進を図っていきます。	新規	人権政策課 (ルミナス) 社会教育課

② 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
93	生活困窮者への支援	生活困窮の状態を回復させ、自立した生活を支援するための相談支援を行います。	新規	人権政策課 生活支援課
94	高齢者への支援	認知症や虐待を受けた高齢者への相談支援を図ります。 また、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、高齢者の財産管理や社会参加に対する支援を行います。	新規	高齢者支援課 福祉課 (社会福祉協議会)
95	障がい者への自立支援	障害者差別解消法に基づき、障がい者への配慮と社会参加の支援を行います。	新規	福祉課
96	外国人市民に対する支援	外国人市民のDV被害支援やその他生活支援のための取組を行います。	継続	人権政策課 国際・交流課 関係課

③ だれもが共に安心して暮らせる環境整備

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
97	男女共同参画の視点に立った生活空間の整備	都市計画や道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、男女共同参画の視点をもって整備を行います。	拡充	都市計画課 建設課 管財課
98	避難行動にかかる支援	災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者について、平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することへの同意を得る取組を行います。	新規	防災安全課
99	まほろば号の運行	子ども連れや障がい者、高齢者等の外出支援を図ります。	継続	地域コミュニティ課

## プランの推進体制

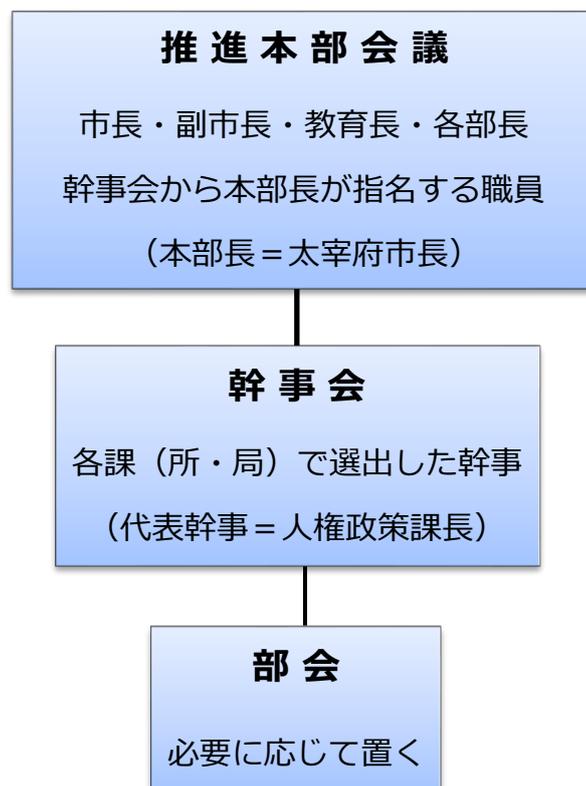
本市ではあらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させていくため、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し総合的に取組を進めています。この推進本部を核として、広範囲に渡る取組を確実に実行していくため、庁内の各分野が一体となり実効力ある施策を展開するほか、国や県などの関係機関との連携をより一層図っていく必要があります。

男女共同参画行政に関しては、識見者や市民等で構成する「太宰府市男女共同参画審議会」に諮り幅広く審議され、その提言等を施策へ反映させていくほか、男女共同参画プランの進捗状況を評価し市民に公表していきます。

また、本市の男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画推進センターミナスの事業内容を検証し、市民が男女共同参画を学習するための情報発信や講座内容の充実を図っていくとともに、自主的な活動を支援し、関係団体とも協働、協力して、自ら参画し活躍する市民リーダーの育成を図っていきます。

### 太宰府市男女共同参画推進本部 推進体制図

#### 太 宰 府 市 男 女 共 同 参 画 推 進 本 部



① 推進体制の整備・強化

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
100	男女共同参画推進本部体制の充実・強化	男女共同参画推進本部の「推進本部会議」、「幹事会」の体制を充実・強化し、男女共同参画社会形成のための施策の総合的・効果的な推進を図ります。	継続	人権政策課
101	男女共同参画審議会の機能発揮	男女共同参画プランの進捗状況について審議会に報告し、審議会の調査・審議により政策提言を受けていきます。	継続	人権政策課
102	男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プランに基づいて、その進捗状況をまとめ、公表します。	継続	人権政策課
103	男女共同参画推進センタールミナスの機能発揮	指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、センターの事業内容の評価検証を行い、事業内容の充実を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)
104	市職員の男女共同参画意識の向上	男女共同参画の視点に立った行政の推進を図るため職員研修を行います。	継続	人権政策課

② 市民との連携

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
105	苦情処理及び人権救済の申出制度の周知	男女共同参画推進委員による苦情処理及び人権救済制度の周知を図り、活用につなげます。	継続	人権政策課
106	ルミナスを拠点とした市民リーダー及び団体の育成	ルミナス登録団体への加入を促進し、活動を支援しながら、男女共同参画を目指す人材、団体を育成します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
107	関係団体との連携	子ども、高齢者、障がい者等の関係団体に対し、男女共同参画に関連する研修や学習機会を提供し、共に男女共同参画を考えていきます。	新規	関係課

## 用語解説

(50 音順)

	用語	解説
い	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 平成 29 年改正により育児休業期間の延長や介護休業の分割取得が可能となった。
え	AV 出演強要問題	若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親族にばらすなど言われ、本人の意に反して出演を強要される事例のこと。
	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。
	協働	まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むこと。
こ	子育て支援センター	子育て支援に関する総合的な事業を行い、地域における子育て支援を推進するための施設。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。また、時代や慣習によって「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」と固定的観念や偏見に基づいてつくられた性差のことをジェンダーバイアス（刷り込まれた社会的性差）ともいう。
し	JK ビジネス問題	女子高生（JK）などに、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるなど、若年層の性を売り物とする営業のこと。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。平成 26 年には法律の有効期限が 10 年間延長された。国、地方公共団体、一定の企業（従業員 101 人以上）は行動計画が義務づけられている。

	用語	解説
し	児童手当（概要）	児童を養育している保護者に児童手当を支給することで、家庭等での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とした手当。
	児童扶養手当（概要）	父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、支給する手当。ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的としている。
	社会的性別 （ジェンダー）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）と区別して用いられる。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 4 月 1 日施行。障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざしている。
	女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。昭和 54（1979）年 12 月、第 34 回国連総会において日本を含む 130 カ国の賛成によって採択され、昭和 56（1981）年に発効。日本は昭和 55（1980）年 7 月に署名、昭和 60（1985）年に批准した。
	女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成 27 年に成立、平成 28 年 4 月 1 日施行。国、地方公共団体、一定の企業（従業員 301 人以上）は行動計画が義務づけられている。地方公共団体には実施状況のフォローアップと公表、職業選択に資する情報の公表も義務づけられている。

	用語	解説
せ	性的少数者 (性的マイノリティ)	性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者 (Lesbian/Gay)、両性愛者 (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) が含まれる。それぞれの頭文字をまとめて LGBT といい、性的少数者全体の総称として用いられる。LGBT 以外にもアセクシュアル (他人に恋愛感情を抱かない人・無性愛者)、クエスチョニング (性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人)、パンセクシュアル (性別に関わらず全ての人を好きになる人) など様々な人がいる。これらは個人の趣味や一過性のものではなく、本人の意思で変えられるものではない。
	性と生殖に関する健康と権利	リプロダクティブ・ヘルス/ライツともいう。1994 (平成 6) 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く論議されている。
	セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	男女雇用機会均等法における職場におけるセクハラとは、労働者の意に反して性的な言動が行われ、拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなり、就業上支障が生じること。男性も女性も加害者、被害者になり得る問題で、同性に対するものも該当する。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

	用語	解説
た	男女共同参画週間	内閣府が、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として設けている。
	男女共同参画の表現ガイドライン	公文書や広報、ホームページ、パンフレット、ポスター、チラシ、窓口、電話対応等、市からの情報発信において、男女共同参画の視点からより適切な表現を考えるための指針。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 平成28年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設された。
	男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。
ち	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関。
て	DV (ドメスティック・バイオレンス)	本プランでは、配偶者（元配偶者、事実婚も含む）や交際相手からの暴力のことをさす。身体的暴力の他、心無い言動等による精神的暴力、性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもに悪口を吹き込むなど子どもを利用した暴力などがある。家庭内で起こることから潜在化しやすい面がある。
	デートDV	結婚していない交際相手からの暴力のこと。若年層の間でも起きている。構造的には配偶者間でのDVと同じで、相手を尊重せず、自分の考えや価値観を一方向的に押しつけるなど力と支配の関係が根底にある。犯罪行為ともなりうる。
と	特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づいた、国の機関や地方公共団体の機関としての行動計画。
は	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に成立。平成25年の改正では、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者も適用対象となった。

	用語	解説
は	働き方改革	働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。
	働く婦人の家	「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(平成7年法律第107号)附則第9条第1項の規定により、なお効力を有するものとされている改正前の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(昭和47年法律第113号)の規定に基づき、女性労働者に対して各種の相談に応じ、日常生活に必要な指導・講習・実習等を行うなど、女性労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設。
	パブリック・コメント手続	市の重要な政策等の策定に当たり、その政策に関する計画等の素案の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、それに対する市民等からの意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」)を求め、提出された意見等を考慮して市の意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。
	ハラスメント	主に職場で行われる様々な嫌がらせのこと。 パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントがある。
	パワー・ハラスメント (パワハラ)	職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為のこと。
ひ	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自らを避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。
ふ	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と子育ての手助けをしたい人(おたすけ会員)が、会員となってお互いを地域の中で助け合う組織。
へ	北京宣言と行動綱領	第4回世界女性会議で採択。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女兒から構成されている。

	用語	解説
ほ	保育所入所待機児童	認可保育所入所希望者のうち、入所要件に該当しているが入所していない児童。
	母子家庭高等職業訓練促進給付金・父子家庭高等職業訓練促進給付金（概要）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合に、支給される給付金。
	母子父子家庭自立支援教育訓練給付金（概要）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職につながる能力開発のために教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成するための給付金。
	母子父子寡婦福祉資金貸付等制度（概要）	母子家庭や父子家庭、寡婦の生活安定と、その子どもの福祉の増進を図るための各種貸付。修学資金、就学支度資金、修業資金、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、就職支度資金等がある。
ま	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	働く女性が、妊娠・出産、育児休業等制度の利用を理由に職場で受ける嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。
め	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
	面前DV	子どもの目の前で家族に対し暴力をふるうことで、児童虐待にあたる。
よ	幼稚園就園奨励費（概要）	幼稚園教育の振興のため、私立幼稚園に満3歳以上の子を通園させている家庭に対し、その世帯の課税状況に応じて保育料の負担を軽減するための補助。
ら	ライフプラン	就職、結婚、妊娠、出産、育児等のライフイベントを視野に入れた長期的な視点での人生設計のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。

以上の用語解説は、内閣府男女共同参画局、各省庁ホームページ、他の資料をもとに作成しています。

#### 「ジェンダー・フリー」の用語使用について

過去に「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、「性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指す」との誤解を生じたことを考慮し、国の第2次男女共同参画基本計画（平成17年12月27日）の解釈に基づいて、引き続き「ジェンダー・フリー」の用語は使用せず、「社会的性別（ジェンダー）」にとられない」と表記します。

## 太宰府市男女共同参画審議会への諮問書

29太人第146号  
平成29年8月9日

太宰府市男女共同参画審議会会長 殿

太宰府市長 芦 刈 茂

### 第2次太宰府市男女共同参画後期プランの策定について（諮問）

太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号）第8条第3項の規定に基づき、第2次太宰府市男女共同参画後期プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

### 諮問理由

本市は、太宰府市男女共同参画推進条例に基づき、太宰府市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

現行の「第2次男女共同参画プラン」の策定から5年目にあたり、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、「第2次男女共同参画後期プラン」を策定するため、基本的な考え方について貴審議会の意見を求めるものです。

## 太宰府市男女共同参画審議会答申書

平成30年2月20日

太宰府市長 楠 田 大 蔵 様

太宰府市男女共同参画審議会  
会長 安 恒 万 記

### 第2次太宰府市男女共同参画後期プランの策定について（答申）

平成29年8月9日付29太人第146号で諮問のありました「第2次太宰府市男女共同参画後期プラン」の策定について、太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号）第8条第3項の規定に基づき全6回の審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

### 記

近年の急速な人口減少や経済情勢の変化は人々の暮らしに様々な影響を及ぼしており、性別にかかわらず多様な人々が参画していかなければ立ち行かない時代を迎えています。そのような状況においては、お互いの立場を尊重し、分野を問わず参画できる機運を醸成するとともに、必要な支援を行っていくことが非常に重要です。

男女共同参画社会は徐々に進展してきていますが、女性活躍の進捗状況や交際相手からの暴力の問題、あるいは性的マイノリティへの理解など、時代の変化とともに課題は山積しています。

本審議会では、このような社会の動きと、平成25年度に策定した「第2次太宰府市男女共同参画プラン」の成果と課題を踏まえ、今後5年間を見据えた具体的施策について審議を重ねました。

特に、男女共同参画推進センタールミナスを核とした事業展開、DVや困難な状況におかれた人への支援、多様な立場の人々の意見を尊重した共生社会への取組については、これまで以上に注力され推進されることを期待します。

また、プランの推進に当たっては、市役所の全部署が男女共同参画の視点に立ち、個別事業の方針と指標を明確にして課題の整理を的確に行うとともに、市民、事業所等との協働の基に、主体的に取組を進められることを切に要望し、答申といたします。

## 第2次太宰府市男女共同参画後期プラン策定の経過

開催日	会議等	内容
平成29年3月2日	幹事へ通知	○前期プランの所管課事業について意見集約
平成29年3月22日	幹事会	○後期プラン改訂の考え方について ○前期プランの所管課事業について意見交換
平成29年5月11日～24日	所属長ヒアリング	○所管課事業について改訂内容の方向性を確認
平成29年6月6日	幹事会	○後期プラン体系・事業案を提示
平成29年6月7日	幹事へ通知	○後期プラン事業案の所管課事業について修正確認
平成29年6月29日	推進本部会議	○後期プラン改訂の概要説明と素案の提示
平成29年7月24日	推進本部員へ確認	○素案の修正結果の確認
平成29年8月9日	第1回審議会	○諮問 ○改訂の考え方について
平成29年9月5日	第2回審議会	○素案の審議（第1章～第3章）
平成29年10月3日	第3回審議会	○素案の審議（第4章—体系・目標1・目標2）
平成29年11月7日	第4回審議会	○素案の審議（第4章—目標3・推進体制）
平成29年12月7日	幹事へ通知	○用語解説と素案について確認依頼
平成29年12月18日	第5回審議会	○素案の審議（用語解説・全体調整）
平成29年12月26日	推進本部員へ報告	○素案の報告
平成30年1月5日 ～2月5日	パブリック・コメント	○市のホームページ及び公共施設に設置 市役所、男女共同参画推進センタールミナス、 南隣保館、子育て支援センター、いきいき情報セン ター、市民図書館、上下水道事業センター、とびう めアリーナ（総合体育館）、太宰府南コミュニティ センター、文化ふれあい館、太宰府館、総合福祉セ ンター 計12ヶ所
平成30年2月20日	第6回審議会	○最終確認・答申
平成30年3月27日	推進本部員へ報告 （部長会議）	○最終報告

## 太宰府市男女共同参画審議会委員名簿（第8期）

委嘱期間：平成29年8月1日～平成31年7月31日

（敬称略・五十音順）

氏 名	所 属
麻 澤 直 希	一般公募
小 出 雅 子	識見者
副 島 紀 身	男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府
古 杉 昂 一	商工会
的 野 佑 妃 子	識見者
宮 原 勝 美	人権擁護委員
安 恒 万 記	筑紫女学園大学
安 恒 幸 博	民生委員児童委員連合協議会

## 太宰府市男女共同参画審議会 規則

平成13年12月21日規則第22号  
最終改正：平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成にむけた計画に関すること。
  - (2) 男女共同参画社会の形成にむけた施策の実施状況に関すること。
- 2 審議会は、前項に関して、市長に意見を述べ、又は市長の諮問に対して答申することができる。

(組織)

第3条 この審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者  
(平21規則42・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 審議会は、必要があるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(平15規則47・平19規則33・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(太宰府市女性問題懇話会規則の廃止)

2 太宰府市女性問題懇話会規則(平成9年規則第20号)は廃止する。

附 則(平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画審議会規則の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 太宰府市男女共同参画推進本部 設置規程

平成13年6月27日訓令第10号

最終改正：平成29年3月31日訓令第4号

### (目的)

第1条 この訓令は、男女共同参画社会の実現を図るため、太宰府市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置き、男女共同参画社会の形成にむけた計画を策定し、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成にむけた計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成及び推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が任命する。ただし、第1号から第4号に掲げるものについては、別に辞令を用いることなく本部員に命じられたものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 市長部局の部長及び理事並びに教育委員会部局の部長及び理事並びに公営企業部局の部長並びに議会部局の事務局長
- (5) 第7条に規定する幹事会から本部長が指名する職員

(平15訓令7・全改、平19訓令1・平20訓令4・平25訓令8・平27訓令5・平27訓令10・平28訓令6・一部改正)

### (本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長各1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は会議を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平19訓令1・一部改正)

### (推進本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 推進本部の事務を補佐するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部から指示された事項のほか、男女共同参画社会実現のための施策の調査、研究及び推進を行う。
- 3 幹事会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。ただし、第1号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく幹事に命じられたものとする。

(1) 人権政策課長

(2) 市長部局の部長及び理事並びに教育委員会部局の部長及び理事並びに公営企業部局の部長並びに議会部局の事務局長が推薦する職員

- 4 幹事の任期は2年とし、補欠幹事の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 幹事会に代表幹事を置き、人権政策課長をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。
- 7 代表幹事は、会議の内容を必要に応じて推進本部の本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 8 代表幹事が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(平15訓令5・平15訓令7・平18訓令4・平19訓令1・平19訓令7・平20訓令4・一部改正、平21訓令13・旧第7条繰上・一部改正、平25訓令8・平27訓令5・平27訓令10・平28訓令6・一部改正)

### (部会)

第7条 本部長は、必要に応じて幹事会に部会を置くことができる。

(平27訓令14・全改)

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(平15訓令5・平19訓令7・一部改正、平21訓令13・旧第9条繰上、平26訓令7・平29訓令4・一部改正)

### (委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平21訓令13・旧第10条繰上)

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年7月1日から施行す

- る。  
(太宰府市女性問題推進協議会規程の廃止)
- 2 太宰府市女性問題推進協議会規程(平成9年訓令第4号)は、廃止する。  
(太宰府市女性行動計画企画委員会規程の廃止)
- 3 太宰府市女性行動計画企画委員会規程(平成9年訓令第3号)は、廃止する。  
附 則(平成14年訓令第1号)  
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則(平成15年訓令第5号)  
この訓令は、平成15年10月1日から施行する。  
附 則(平成15年訓令第7号)  
この訓令は、公布の日から施行する。  
附 則(平成17年訓令第6号)  
この訓令は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。  
附 則(平成18年訓令第4号)  
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年訓令第1号)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条、第2条、第6条及び第8条から第15条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。  
附 則(平成19年訓令第7号)  
この訓令は、平成19年10月1日から施行する。  
附 則(平成20年訓令第4号)  
この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。  
附 則(平成21年訓令第3号)  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則(平成21年訓令第13号)  
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。  
附 則(平成24年訓令第1号)  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則(平成24年訓令第2号)  
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。  
附 則(平成25年訓令第4号)  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則(平成25年訓令第8号)  
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。  
附 則(平成26年訓令第7号)  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則(平成27年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市行政事務改善委員会規程等の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

# 太宰府市男女共同参画推進条例

平成17年12月21日条例第46号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第8条—第15条)
- 第3章 太宰府市男女共同参画推進委員の設置(第16条—第23条)
- 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第24条—第32条)
- 第5章 雑則(第33条)
- 附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であって、基本的人権は何人にも保障されているものであり、男女の性の違いによって当然差別されてはならないことをうたっている。

国は、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」を制定した。

本市は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描き、その実現に向けた基本姿勢の中に、個人の尊厳と男女平等のもとで、学園都市に集う若者を含め、すべての市民の基本的人権と人間性を尊重する社会を築いていくことを示し取り組んでいる。

ここに、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の精神にのっとり、男女共同参画社会実現のための理念や推進すべき施策を明示し、本市で新しい文化としての男女平等社会を確立するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する

ことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利非営利を問わず事業又は活動を行うものをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されること、男女の身体的特徴及び性に関する個人の意思が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- (3) 市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- (5) 国際社会の取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、第3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。)を市の主要な施策と位置づけ、総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、参画施策を策定し、及び実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体との連携、協力を図るとともに、市民及び事業者等との連携、協力にも努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- 4 市は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念について市民、事業者等の理解を深めるよう広報啓発活動、学習機会の充実等の適切な措置を必要に応じて講じなければならない。
- 5 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 市は、審議会等を設置するにあたり、条例等に登用割合を規定するなど、男女が平等に市の施策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するように努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業又は活動において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
- 2 事業者等は、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する法律等を遵守して、その雇用する男女が職業生活と家庭生活を両立して行うことのできるような職場環境等の整備に努めるとともに、育児や介護等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力をできる限り発揮できるよう努めなければならない。
- 4 学校を設置する事業者等は、学内において性的な言動によって相手の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為の防止のための環境整備に努めなければならない。

#### (性別による差別的取扱いの禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別

を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対する暴力、性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与えることその他の男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (基本計画)

- 第8条 市長は、参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定又は変更するにあたっては、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)第2条別表に規定する太宰府市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

### (推進体制)

- 第9条 市は、参画施策を総合的に企画し、調整し、推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

### (活動支援)

- 第10条 市は、市民や事業者等が行う活動において、男女共同参画が推進されるように情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

### (家庭生活等への支援)

- 第11条 市は、家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を円滑に行うことができるように、必要な支援に努めるものとする。

### (男女平等を促進する教育の推進)

- 第12条 市は、学校教育、社会教育等あらゆる教育の分野において、男女平等を促進する教育の推進に努めるものとする。

### (調査研究)

第13条 市は、参画施策の策定及び実施に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(国際的協調のための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を国際的協調の下に行うための情報の交換や、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために、国際的視野に立って必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 太宰府市男女共同参画推進委員の設置

(男女共同参画推進委員の設置)

第16条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき太宰府市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(組織)

第17条 推進委員の定数は3人以内とし、うち1人を代表推進委員とする。代表推進委員は、推進委員の互選とする。

2 推進委員は、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員のすべてが、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(任期等)

第18条 推進委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(責務)

第19条 推進委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政党又

は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第20条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第21条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第22条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、解嘱することができる。

(関係機関等との連携)

第23条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

### 第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第24条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、推進委員に対し、救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第25条 前条に規定する苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申し立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
- (4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査す

ることが適当でないとして推進委員が認める事項

(調査)

第26条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に対し、調査を通知しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する調査を拒んではない。
- 3 市民及び事業者等は、第1項に規定する調査に協力するよう努めなければならない。

(却下)

第27条 推進委員は、苦情等の申出が第25条各号に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

- 2 前項の場合において、推進委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第28条 推進委員は、市に係る苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市長に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)することができる。

- 2 市長は、当該勧告を尊重しなければならない。
- 3 推進委員は、必要があると認めるときは、市長に対し、どのような措置を講じたかについての報告(以下「報告」という。)を期限を定めて求めることができる。
- 4 推進委員は、是正勧告及び前項に規定する報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、必要に応じて公表することができる。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。
- 5 第1項の規定による是正勧告並びに前2項に規定する報告の求め及び公表は推進委員の合議を要する。

(救済勧告)

第29条 推進委員は、市に係る救済の申出があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市長に対し人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。ただし、救済勧告は、推進委員の合議を要する。

- 2 市長は、当該救済勧告を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、前条第3項及び第4項の規定を準用し、その実施にあたっては推進委員の合議を要する。

(制度改善のための意見表明)

第30条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、若しくは改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見を表明する(以下「意見表明」という。)ことができる。ただし、意見表明は、推進委員の合議を要する。

- 2 前項の場合において、第28条第4項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権救済の申出の処理)

第31条 推進委員は、第24条第2項に規定する救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

- 2 前項の場合において、推進委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。
- 4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第32条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況について必要な事項を公表することができる。
- 3 市長は、前2項に規定する推進委員の当該求めを尊重しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 市長は、第1項の要請及び第2項の公表を行ったときは、推進委員に対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 太宰府市男女共同参画推進条例 施行規則

平成18年3月29日規則第19号

最終改正 平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市男女共同参画推進条例(平成17年条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表推進委員等)

第2条 条例第17条に規定する代表推進委員に事故あるとき、又は代表推進委員が欠けたときは、あらかじめ代表推進委員が指名した太宰府市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)がその職務を代理する。

2 代表推進委員は、必要に応じて推進委員の会議を招集し、その議長となる。

(苦情及び救済の申出方法等)

第3条 条例第24条第1項に規定する苦情の申出及び同条第2項の規定による救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した苦情等申出書(様式第1号)により行うものとする。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

(1) 申出人の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となった事実

(3) その他必要な事項

2 前項ただし書の規定により口頭の申出があつたときは、推進委員又は補助する者は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

3 苦情等の申出の手続きは代理人により行うことができる。この場合、申出人による委任状を必要とする。

4 推進委員は、第1項の申出書の記載事項に不備がある等形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申出者に対し当該申出書の補正を求めなければならない。

(申出者との面接)

第4条 推進委員は、苦情等の申出を処理するため必要があると認めるときは、申出人との面接を行うことができる。

(調査の実施等)

第5条 条例第26条第1項に規定する通知は、市に対しては調査通知書(様式第2号)により、市以外のものに対しては調査協力依頼書(様式第3号)により行うものとする。

(処理の対象としない旨の通知)

第6条 条例第27条第2項に規定する申出人に対する通知は、処理の対象としない旨の通知書(様式第4号)により行うものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 代表推進委員は、苦情等の申出にかかる調査の結果、条例第28条第1項の規定による是正勧告、条例第29条第1項に規定する救済勧告、条例第30条第1項に規定する意見表明又は条例第31条に規定する改善要請の求めのいずれも行わないときは、市長及び関係人に対し、調査終了通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(市長に対する勧告等)

第8条 条例第28条第1項に規定する是正勧告及び条例第29条第1項に規定する救済勧告は、是正・救済勧告書(様式第6号)により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けたときは、市の関係機関に遅滞なく知らせるものとする。

(市長の報告)

第9条 市長は、条例第28条第3項及び条例第29条第3項に規定する措置に関する報告を求められたときは、市の関係機関に対してその旨を遅滞なく知らせ、どのような措置を講じるかの報告を求め、措置報告書(様式第7号)により報告するものとする。

(勧告及び市の措置についての公表)

第10条 条例第28条第4項及び条例第29条第3項に規定する公表は、適切な方法により行うものとする。

(意見表明の公表)

第11条 条例第30条第2項に規定する意見表明の公表は、適切な方法により行うものとする。

(改善のための要請及び公表の求め)

第12条 条例第31条第1項に規定する報告、改善のための要請の求め及び同条第3項に規定する公表の求めは、改善のための要請・公表を求める通知書(様式第8号)により行うものとする。

(市長の要請及び公表等)

第13条 条例第32条第1項に規定する改善のための要請は、改善のための要請書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第32条第2項に規定する公表は、適切な方法により行うものとする。

3 条例第32条第4項に規定する意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを

認めるときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することにより行うものとする。

- 4 前項の意見を述べる機会の付与の手続は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第10号）により行うものとする。この場合において、意見書の提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて通知しなければならない。
- 5 第3項に規定する口頭による意見を述べる機会を付与する場合において、市長が指名した職員は、意見の記録書（様式第11号）に意見を記録し、記名押印し、並びに意見を述べた日時において、条例第32条第4項に規定する市民又は事業者等に対して意見の内容と相違ないことを確認し、及び当該記録書に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、当該職員は記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、その旨及びその理由を記録しなければならない。
- 6 条例第32条第5項に規定する推進委員への通知は、改善のための要請・公表に伴う通知書（様式第12号）により行うものとする。

（処理状況及び結果等の通知）

- 第14条 条例第28条第4項、第29条第3項又は第30条第2項に規定する申出人への通知は、処理状況及び結果等通知書（様式第13号）により行うものとする。条例第32条第5項に規定する市長からの通知を受けたときも同様とする。

（推進委員の証明書）

- 第15条 推進委員は、その職務を行う場合には、推進委員であることを示す太宰府市男女共同参画推進委員証明書（様式第14号）を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
（平20規則30・一部改正）

（苦情等の申出を行った者等への配慮）

- 第16条 推進委員は、苦情等の申出の処理にあたっては、申出人（申出人が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあつては、それぞれの者）の意思を尊重し、その者の利益を損なわないように配慮しなければならない。

（処理状況の報告）

- 第17条 推進委員は、毎年度1回、苦情等の申出の処理の状況及びこれに関する所見等について書面により、市長に報告しなければならない。

（庶務）

- 第18条 推進委員の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。  
（平19規則33・平26規則14・平29規則20・一部改正）

（委任）

- 第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。  
附 則  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年規則第33号）  
この規則は、平成19年10月1日から施行する。  
附 則（平成20年規則第30号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成26年規則第14号）  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（平成29年規則第20号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

## (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

## (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

## (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

## (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解

を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣

総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

改正 平成25年7月3日法律第72号  
(改称)

最終改正 平成26年4月23日法律第28号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

### 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

### 第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

### 第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

#### 第五章の二 補則(第二十八條の二)

### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚を

し、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を

- 定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合

には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切か

つ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる

- ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会

生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、

前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

## (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

## (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。

る。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

## (事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## (法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

## (民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

## (最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

## (職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)

は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支

弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による

命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 平成29年3月31日法律第14号

## 目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条・第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
第三節	特定事業主行動計画(第十五条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
第五章	雑則(第二十六条—第二十八条)
第六章	罰則(第二十九条—第三十四条)
附則	

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等

を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勸案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勸案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定

- 指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勸案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
  - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場

合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

ない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その

他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当す

る者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、

この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

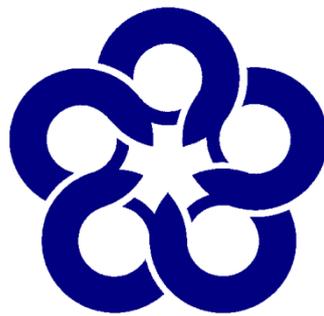
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 年表 男女共同参画に関する世界・日本・福岡県・太宰府市の動き

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 第30回国連総会 「国際婦人の10年」を宣言	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭和51年)				
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」開館		太宰府町立「働く婦人の家」開館
1978年 (昭和53年)			「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	国連婦人の10年 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和57年)	「女子差別撤廃委員会」設置		婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出 「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)			女性海外研修事業「女性研修の翼」開始	
1984年 (昭和59年)		「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准・発効	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	「婦人対策室」を「婦人対策課」へ組織改正 「第2次福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会設立準備委員会」設置(総務課) 「女性の生活実態と意識に関する調査」実施(総務課)
1988年 (昭和63年)				社会教育課に「青少年婦人対策係」設置 「婦人問題推進協議会」設置

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
1989年 （平成元年）		学習指導要領の改訂 （高等学校家庭科の男女必須等）		「婦人問題懇話会」設置 「婦人行動計画企画委員会」設置
1990年 （平成2年）	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将 来戦略勧告）採択			婦人問題懇話会へ「太宰府市女性行動計画」に ついて諮問
1991年 （平成3年）		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行 動計画（第1次改定）」策定 「参加」と「参画」、「婦人」と「女性」 の使用について通知	婦人問題懇話会提言提出 「婦人問題懇話会」を「女性政策懇 話会」へ、「婦人対策課」を「女性政 策課」へ名称変更	「太宰府市女性行動計画」策定 女性に関する用語について「婦人」から「女 性」へ変更 太宰府市初の女性収入役就任
1992年 （平成4年）		「育児休業法」施行 初の「婦人問題担当大臣」置かれる		「女性の翼」海外研修事業実施 （平成8年度まで毎年実施）
1993年 （平成5年）	第48回国連総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する 宣言」採択			
1994年 （平成6年）	国際人口開発会議（カイロ） 「行動計画」採択	「男女共同参画室」設置（政令） 「男女共同参画審議会」設置（政令） 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 （平成7年）	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 （介護休業制度の法制化など）	女性政策懇話会提言提出「行動計 画策定に向けて」	
1996年 （平成8年）		「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター「あすば る」」開館	
1997年 （平成9年）		「男女共同参画審議会」設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 （セクハラ防止措置の義務化など）		主管課が「生涯学習課」から「総務課」へ変更 「第4期女性問題懇話会」提言書提出 「太宰府市女性行動計画」を改定（後期基本計 画）
1998年 （平成10年）			福岡県初の女性副知事就任	
1999年 （平成11年）		「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行 「育児・介護休業法」全面施行		
2000年 （平成12年）	国連特別総会 「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布	「福岡県男女共同参画社会づくり 検討委員会」設置	主管課が「総務課」から「女性・文化課」へ変更
2001年 （平成13年）		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布 「育児・介護休業法」改正 （時間外労働の制限制度創設など） 第1回男女共同参画週間	「福岡県男女共同参画推進条例」公 布施行「福岡県男女共同参画審議 会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定 「女性政策課」を「男女共同参画推 進課」へ組織改正	「男女共同参画社会づくり」に向けての市民意識調 査」実施 「第6期女性問題懇話会」提言書提出 「男女共同参画推進本部」設置 「ちくし女性ホットライン」開設 「女性問題懇話会」を「男女共同参画審議会」へ変更
2002年 （平成14年）		「配偶者暴力防止法」全面施行	「男女共同参画表彰制度」開始	「第1期男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画社会づくり会議」開催・提言書提 出 「男女共同参画市民フォーラム」実施
2003年 （平成15年）		「次世代育成支援対策推進法」公 布・施行	「福岡県女性総合センター」を「福岡 県男女共同参画センター」へ名称変 更 「福岡県子育て応援宣言企業登録 制度」創設	「太宰府市男女共同参画プラン」策定 主管課が「女性・文化課」から「人権・同和政策 課」へ変更 「働く婦人の家」を「女性センタールミナス」と名 称変更

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
2004年 (平成16年)		「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など) 「育児・介護休業法」改正 (休業制度の拡充など)		「男女共同参画を進める表現ガイドライン」作成 「第2期男女共同参画審議会」設置
2005年 (平成17年)	「北京+10」閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク)	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進条例」公布 「男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府」発足
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 (妊娠・出産等を理由とした不利益取扱の禁止など)		「太宰府市男女共同参画推進条例」施行 「男女共同参画推進委員」設置
2007年 (平成19年)		「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の再拡充など) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定		「第3期男女共同参画審議会」設置 主管課が「人権・同和政策課」から「人権政策課」へ変更
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定		
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正 (パパママ育休プラスの創設など)		「男女共同参画プラン後期基本計画」策定 「第4期男女共同参画審議会」設置
2010年 (平成22年)	「北京+15」記念会合(第54回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足			「第5期男女共同参画審議会」設置
2012年 (平成24年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「ふくおか女性いきいき塾」開始	「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施 「男女共同参画の表現ガイドライン」作成
2013年 (平成25年)		「配偶者暴力防止法」改正 法律名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へ(適用対象の拡大) 「ストーカー規制法」改正(電子メールを規制対象へ追加など)	「女性の活躍推進福岡県会議」発足	「第6期男女共同参画審議会」設置 「第2次男女共同参画プラン」策定
2014年 (平成26年)		日本再興戦略改訂2014に「女性が輝く社会」の実現を掲げる 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」WAW!開催 次世代育成支援対策推進法改正(法律の有効期限が10年間延長など)		
2015年 (平成27年)	「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク) 国連サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進シンボルマーク」公募・決定 「第7期男女共同参画審議会」設置
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 「ストーカー規制法」改正(SNSを規制対象へ追加など)	「男女共同参画推進課」に「女性活躍推進室」設置	「女性センタールミナス(働く婦人の家)」から「男女共同参画推進センター」へ用途変更 男女共同参画推進センタールミナスホームページ開設
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」改正 (介護休業の分割取得、育児休業期間の延長など) 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策」を決定		「第8期男女共同参画審議会」設置 「ルミナスDV相談室」開設



## 第 2 次太宰府市男女共同参画後期プラン

---

編集 太宰府市 市民生活部 人権政策課  
〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号  
電話 092-921-2121 (代表)  
FAX 092-921-1601 (代表)  
市 HP <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>  
E-mail [jinken@city.dazaifu.lg.jp](mailto:jinken@city.dazaifu.lg.jp)